

令和２年第２回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6.	4	木	本会議（招集日）	・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・陳情		
	5	金	休 会			
	6	土	休 会			
	7	日	休 会			
	8	月	本会議（２日目）	・一般質問（４人）		
	9	火	本会議（３日目）	・総括質疑 常任委員会		
	10	水	休 会			
	11	木	休 会			
	12	金	休 会			
	13	土	休 会			
	14	日	休 会			
	15	月	休 会			
	16	火	休 会			
	17	水	休 会			
	18	木	休 会			
	19	金	休 会			
	20	土	休 会			
	21	日	休 会			
	22	月	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	23	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	2 4	水	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告、採決 ・ 追加議案審議 ・ 陳情審査報告、採決 ・ 発委 ・ 報告 ・ 閉会中の継続調査の件 ・ 閉会			

令和２年第２回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和２年 ６月 ４日

閉会 令和２年 ６月 ２４日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 ３７	専決処分の承認を求めることについて（専決第２号）（令和２年度さつま町一般会計補正予算（第３号））	R2. 06. 04	R2. 06. 04	承認	—
３８	さつま町税条例等の一部改正について	〃	R2. 06. 24	原案可決	総務厚生
３９	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
４０	さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
４１	さつま町介護保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
４２	令和２年度さつま町一般会計補正予算（第４号）	〃	〃	〃	２委員会
４３	令和２年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	総務厚生
４４	令和２年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	総務厚生
４５	令和２年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	文教経済
４６	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	R2. 06. 04	同意	—
４７	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
４８	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
４９	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
５０	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
５１	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
５２	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
５３	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
5 4	さつま町農業委員会委員の任命について	R2. 06. 04	R2. 06. 04	同 意	—
5 5	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
5 6	さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	R2. 06. 24	R2. 06. 24	原案可決	—
5 7	令和 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）	〃	〃	〃	—
陳情 1	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	〃	〃	採 択	総務厚生
2	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	〃	〃	〃	文教経済
発委 2	さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
3	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について	〃	〃	〃	—
報告 3	令和元年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	R2. 06. 04	R2. 06. 04	報 告 済	—
4	令和元年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	〃	R2. 06. 24	〃	—
5	令和 2 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について	〃	〃	〃	—
	閉会中の継続調査の件	R2. 06. 24	〃	決 定	—

令和2年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月4日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（令和2年度さ つま町一般会計補正予算（第3号））	4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第40号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例 の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第41号 さつま町介護保険条例等の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	7
（提案理由説明）	
議案第43号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第44号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第45号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第46号 さつま町農業委員会委員の任命について	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第47号 さつま町農業委員会委員の任命について	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第48号 さつま町農業委員会委員の任命について	9

(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第49号 さつま町農業委員会委員の任命について	9
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第50号 さつま町農業委員会委員の任命について	9
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第51号 さつま町農業委員会委員の任命について	10
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第52号 さつま町農業委員会委員の任命について	10
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第53号 さつま町農業委員会委員の任命について	10
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第54号 さつま町農業委員会委員の任命について	10
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第55号 さつま町農業委員会委員の任命について	10
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第3号 令和元年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	13
(提案理由説明・質疑)	
報告第4号 令和元年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	14
(提案理由説明)	
報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第1号)について	14
(提案理由説明)	
陳情について	15
(委員会付託)	
散 会	15

○6月8日(第2日)

一般質問表	17
会議を開催した年月日及び場所	19
出欠席議員氏名	19
出席事務局職員	19
出席説明員氏名	19
本日の会議に付した事件	20
開 議	21
一 般 質 問	21
田野 光彦議員	21
救急医療体制について	
学力向上の取組について	
上岡 一行議員	30
町内の用水路(青線)、里道(赤線)の取扱いと管理について	
町道の維持管理について	
川口 憲男議員	35

災害対策について	
新型コロナウイルス対策について	
柏木 幸平議員	4 6
新型コロナウイルスに係る経済対策について	
薬物防止対策について	
空き家対策について	
散 会	5 7
○6月9日（第3日）	
会議を開催した年月日及び場所	5 9
出欠席議員氏名	5 9
出席事務局職員	5 9
出席説明員氏名	5 9
本日の会議に付した事件	6 0
議案付託表	6 1
開 議	6 2
議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について	6 2
（総括質疑・委員会付託）	
議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	6 2
（総括質疑・委員会付託）	
議案第40号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例 の一部改正について	6 2
（総括質疑・委員会付託）	
議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について	6 2
（総括質疑・委員会付託）	
議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	6 2
（総括質疑・委員会付託）	
議案第43号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第44号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	6 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第45号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	6 5
（総括質疑・委員会付託）	
散 会	6 5
○6月24日（第4日）	
会議を開催した年月日及び場所	6 7
出欠席議員氏名	6 7
出席事務局職員	6 7
出席説明員氏名	6 7
本日の会議に付した事件	6 8

開 議	6 9
議案第 3 8 号 さつま町税条例等の一部改正について	6 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 9 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	6 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 0 号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例 の一部改正について	6 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 1 号 さつま町介護保険条例等の一部改正について	6 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 2 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算 (第 4 号)	6 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 3 号 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	6 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 4 号 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	6 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 5 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)	6 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 6 号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	7 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 5 7 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算 (第 5 号)	7 5
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	8 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるため の、2021 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	8 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第 2 号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について ...	8 6
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発委第 3 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の 提出について	8 7
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 4 号 令和元年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	8 8
(質疑)	
報告第 5 号 令和 2 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 1 号) について	8 8
(質疑)	
閉会中の継続調査の件	8 8
(決定)	
閉 会	8 9

令和2年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

令和2年6月4日

令和2年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和2年6月4日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
4番	柏 木 幸 平 議員	5番	米 丸 文 武 議員
6番	田 野 光 彦 議員	7番	舟 倉 武 則 議員
8番	岩 元 涼 一 議員	9番	朝 倉 満 男 議員
10番	岸 良 光 廣 議員	11番	新 改 幸 一 議員
12番	宮之脇 尚 美 議員	13番	川 口 憲 男 議員
14番	森 山 大 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

3番 三 浦 広 幸 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課 長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	松 山 和 久 君	町民環境課 長	下 田 良 二 君
保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君	高齢者支援課 長	有 村 哲 君
農 政 課 長	四 位 良 和 君	商工観光PR課 長	市 來 浩 二 君
ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長	野 田 真一郎 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	農業委員会事務局長	寺 脇 伸 治 君
教育総務課 長	中 間 博 巳 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）（令和 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号））
- 第 6 議案第 38 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 7 議案第 39 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 8 議案第 40 号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 41 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 10 議案第 42 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 11 議案第 43 号 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 44 号 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 議案第 45 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 14 議案第 46 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 15 議案第 47 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 16 議案第 48 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 17 議案第 49 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 18 議案第 50 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 19 議案第 51 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 20 議案第 52 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 21 議案第 53 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 22 議案第 54 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 23 議案第 55 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 24 報告第 3 号 令和元年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 25 報告第 4 号 令和元年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 26 報告第 5 号 令和 2 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 27 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから令和2年第2回さつま町議会定例会を開会します。

3番、三浦広幸議員から、本日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、お知らせいたします。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、上圀一行議員及び2番、上久保澄雄議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの21日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について報告します。

監査委員から例月出納検査、令和元年度上水道事業企業会計棚卸資産監査、令和元年度工事監査及び令和元年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りをしているところですが、この中で、4月10日の国体運営交付金増額県要望に関する事項について、補足して御報告を申し上げます。

本年10月に本町で開催されます予定の第75回国民体育大会のラグビーフットボール競技会、少年男子につきましては、これまで、競技会場の設備等にかかる業務や、競技役員等の編成作業など、競技会運営等に必要な業務の最終調整作業を進めてきているところでございます。

この競技会運営に要する経費につきましては、県から運営交付金が交付されることになっております。令和2年度町一般会計の歳入予算にも県支出金として、2,831万5,000円を計上いたしましたところでございます。

これにつきましては、県から示されました基準を基に積算をいたしまして、県のヒアリングを受けた上で、提出をしたこの必要額でございましたけれども、この額から700万円以上減額をされた交付になっておりまして、交付上限額の約70%の内示の通知が、3月24日になされたところでございます。

このことにつきましては、提出しました必要額に復元をしていただくか、追加の財政支援を検討されるよう、直接4月10日に、県の国体・全国障がい者スポーツ大会局長に要望をいたしたところであります。

なお、他の会場地の市町におきましても、同様の減額内示がなされておりまして、県の市長会の会長、それから県の町村会の会長の連名によりまして、同様の要望も4月24日になされております。

ところで、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、第75回国民体育大会及び第20回全国障がい者スポーツ大会の開催につきましては、県知事は10月に開催するのは難しいとの認識を示しまして、県は1年延期を要望したとの報道がなされたところでございます。

また、本日の朝刊におきましても、南日本新聞社の行いました県内25の開催市町の意向調査の結果も、報道がなされたところでございます。多くは、1年延期の意向が示されたところでございます。

現在、県のほうでスポーツ庁とか、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会などと調整が行われておりまして、近日中には方針が示されるのではないかと考えております。

以上で、町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、令和2年度さつま町一般会計補正予算（第3号）につきまして、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をいたしましたので、同条第3項

の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第37号 専決第2号」につきまして、内容について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○宮之脇尚美議員

ただいまの専決の学生の応援のための給付金でございますが、これについても既に交付が終わっているのかどうか、説明求めます。

○教育総務課長（中間 博巳君）

学生応援給付金の関係であります。昨日までに、83件ほど受付、決定を行っております。このうち支払いが、昨日までに43件終了いたしております、以上のような状況であります。

○宮之脇尚美議員

対象者が大体500名程度というふうな、以前説明があったと思うんですけども、これについても、それぞれ周知をされているかと思うんですが、申請がなくてこういう形、43件ですか、ということになっているんですか。

○教育総務課長（中間 博巳君）

一応見込みということで、500人程度ということで見込んでおりますが、この場合は、申請主義ということですので、ホームページのほうに、20日の日に掲載しまして、申請等の様式等も掲載したわけですが、申請の中で、在学証明等を添付する必要があるということで、そういったような時間を要するといったこともありますし、今後申請が出てくるのは、これからだというふうに考えているところであります。

それと、あと、こちらにいらっしゃる保護者とか、親御さんたちへの周知という方法では、本日の新型コロナウイルス対策の関係のお知らせ版のほうにも、掲載して周知を図る予定であります。また、来月は広報紙等にも掲載しまして、周知を図る予定になっております。

以上です。

○宮之脇尚美議員

在学証明等が必要であるということですので、若干時間は要するかと思うんですけども、ぜひこれについても、いろいろ聞いてみますと、非常に困窮されているという方もいらっしゃるようであります。

というのが、やはり親御さんが、日給のために、どうしても仕事を休まざるを得なかったということで、現況としては、非常に苦しい部分で、バイトも今のところ休業ということで、バイトもできなかったという話を聞いておりますが、併せて、ある親御さんは、先般肉を配布されて非常に喜んでいらっしゃる、子供さんたちが喜んでらっしゃって、密はいけなかったんですけども、友達呼んで焼肉パーティーやったというようなことも聞いておりますけども、ぜひそういうところで、3万円ですか、これについても、学生については非常に大きなお金だと思うんです。

周知の方法等も再度検討されて、これの効果が出るような形で推進をされるように、要請をいたしておきたいと思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

私のほうも、大学生等応援給付金の関係について、少しお伺いしますが、ただいま同僚議員のほうでもありましたように、牛肉の関係も、今、出ましたように、大変喜んでもらっているようでございます。

現在、今説明がありました、43件の支払いはあったということでございますけれども、今後、申請がどんどん進みますと、それなりに支払いもなっていくわけでございますが、私が要請したいことは、この3万円と牛肉の関係、大変、説明でもございましたように、さつま町思いの一つの将来的な子供たちの、さつま町はすばらしいなという気持ちが判ってもらえるんじゃないかと思っているんですが、今後こうした支払いが進みますと、恐らく大学生の皆さん方、短大生含めてみんなが、大切さは、さつま町に対して、お礼の手紙等も来ると思うんです。そのことを期待もしたいわけですが、私たち議会として、執行部もだと思うんですけれども、今、勉学に勤しみながら、さつま町を思いながら、こうして新型コロナウイルス対策で助けてもらったという、手紙が来た場合は、どれくらいのお礼の手紙がくるか判りませんが、その辺りはきちっと清書をしながら、我々議会のほうにも、鹿児島県さつま町から出ている友達に、本当にうれしい気持ちを手紙に表して出した場合には、我々議会のほうにも整理をしながら、そういう手紙をぜひいただきたいということを、私のほうは要請をしておきたいと思います。

以上です。

○町長（日高 政勝君）

大学生等に対しての給付金にしろ、肉の提供にしろ、対象者の皆さんから熱い思いの手紙を既にいただいております。

これは、先ほどありましたとおり、周知とか、いろんな手続もまだ期間がかかるようでありますので、そういった状況が終わる段階になりましたら、そういった手紙等についても、広報紙とか、匿名の形でお知らせをしていきたいというふうに、今、担当のほうと協議をいたしているところでございます。

今非常に都会のほうが、こういう感染者が多くて、自粛がずっと続いておって、ようやくできる形になりつつありますけど、すごく大変な状況があると、親御さんにとっても、親の立場からいっても大変な状況があったと思っておりますので、こういう取組については、やはり同じ郷里の町民の一人として、支援ができたということでは始まったことでありますので、都会の方々も、この出身者じゃなくても、若い人たちは、これから田舎のほうで生活をしたい、地方のほうでいろんな働きたいとか、子育てをしたいというかたは、かなり約半分近く、アンケートの結果も、東京大都市そういうところであるようでもありますから、こういう機会を通じて、ふるさと回帰というんですか、そういう自然なところで、新たな生活を見出していただくということが、新たな社会の在り方というんですか、ということになってくるんじゃないかと、そういう面でも期待をいたしておりますので、今、ありましたとおり、そういった記事等については、町民の皆さん方にも、御紹介しながら、また新たな激励とかできたら、ありがたいと思っているところであります。

○教育総務課長（中間 博巳君）

すみません。1件だけ訂正させていただきたいと思います。先ほど、支払い済みが43件というふうに申しましたが、昨日支払った分が43件で、先週5件支払っておりますので、合計で現在支払い済みが48件であります。

訂正しておわび申し上げます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」は承認されました。

△日程第6「議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第7「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第8「議案第40号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、日程第9「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第10「議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第11「議案第43号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第44号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第13「議案第45号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第6「議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について」から日程第13「議案第45号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案8件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第３８号から議案第４５号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第３８号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。これは地方税法等の一部を改正する法律及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第３９号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第４０号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。これは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第４１号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による、介護保険料の減免の実施に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第４２号 令和２年度さつま町一般会計補正予算（第４号）」であります。これは林道施設災害復旧費に要する経費及び畜産業費、担い手育成費、地域振興費、消防施設費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億２,２８９万３,０００円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５５億６,５０３万２,０００円とするものであります。

次に、「議案第４３号 令和２年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」であります。これは、傷病手当金に要する経費及び医療費適正化対策費並びにその他所用の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１８万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１億５,４４７万７,０００円とするものであります。

次に、「議案第４４号 令和２年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」であります。これは償還金及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２９４万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５億３,９３５万２,０００円とするものであります。

最後に、「議案第４５号 令和２年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」であります。これは営業費用及び営業外費用の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出に２８万７,０００円を追加し、収益的支出の総額を４億１,６３１万４,０００円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（松山 和久君）

それでは、「議案第３８号 さつま町税条例等の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（下田 良二君）

「議案第３９号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

それでは、「議案第４０号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（有村 哲君）

続きまして、「議案第４１号 さつま町介護保険条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

続きまして、「議案第４２号 令和２年度さつま町一般会計補正予算（第４号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

続きまして、「議案第４３号 令和２年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（有村 哲君）

「議案第４４号 令和２年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

「議案第４５号 令和２年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」につきまして内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、６月９日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は、おおむね午前１０時４５分とします。

休憩 午前１０時２８分

再開 午前１０時４３分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第１４「議案第４６号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第１５「議案第４７号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第１６「議案第４８号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第１７「議案第４９号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第１８「議案第５０号 さつま町農

業委員会委員の任命について」、日程第 19「議案第 51号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第 20「議案第 52号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第 21「議案第 53号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第 22「議案第 54号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第 23「議案第 55号 さつま町農業委員会委員の任命について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第 14「議案第 46号 さつま町農業委員会委員の任命について」から日程第 23「議案第 55号 さつま町農業委員会委員の任命について」までの議案 10 件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第 46号から議案第 55号までを一括して提案の理由を申し上げます。

これは、さつま町農業委員会委員が令和 2 年 7 月 31 日付けをもって任期満了となることに伴い、10 名の方々をそれぞれ委員として任命しようとするものであります。

まず、議案第 46号で豊増文夫氏を、次に、議案第 47号で前野浩司氏を、次に、議案第 48号で小西義彦氏を、次に、議案第 49号で坂元兼一氏を、次に、議案第 50号で吉留義晃氏を、次に、議案第 51号で田畑和成氏を、次に、議案第 52号で南原奈美子氏を、次に、議案第 53号で山内美千代氏を、次に、議案第 54号で池山準一氏を、最後に、議案第 55号で赤崎敬一郎氏を委員に任命しようとするものであります。

以上、10 件につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、農政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○農政課長（四位 良和君）

議案第 46号から議案第 55号までのさつま町農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

議案第 46号から議案第 55号までの議案 10 件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

ただいま農業委員の任命ということで、10 名の方を任命されようとしているわけですが、新人の農業委員の方が 3 名、再任という形の方が 7 名ということでございますけれども、この名簿から見ますと、旧宮之城町から 4 名、旧鶴田町 3 名、旧薩摩町 3 名ということで、農業委員の方が任命されようとしているわけですが、今回のこの 10 名の任命に当たりまして、これからのさつま町の農業委員の皆さん、それから推進委員の皆さん方、地域の農業と、それから農地の荒廃を防いでいくための、高齢化が進む中で、大変な努力があると思うんですが、

１０名の任命以外に、地域の農業委員として頑張ってみようかということで、自ら手を挙げて頑張ろうと言われた方々は別に何人いらっしゃったものか、きっちりと１０名以外はいらっしゃらなかったものか、そこ辺りの実情が判っておれば、説明をいただきたいと思います。

○農政課長（四位 良和君）

今回の委員任命に当たりまして、推薦、自らの申出といたしますか、一般応募の方合わせて１１名の申込みがあったところであります。これによって選考委員会を開いて、１０名の方を今回御提案申し上げるものであります。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第４６号から議案第５５号までの議案１０件は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第４６号から議案第５５号までの議案１０件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第４６号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第４６号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第４６号 さつま町農業委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

次に、議案第４７号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第４７号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第４７号 さつま町農業委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

次に、議案第４８号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第４８号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第４８号 さつま町農業委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

次に、議案第４９号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第４９号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第４９号 さつま町農業委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

次に、議案第５０号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５０号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５０号 さつま町農業委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

次に、議案第５１号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５１号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５１号 さつま町農業委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

次に、議案第５２号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５２号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。
お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５２号 さつま町農業委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

次に、議案第５３号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５３号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５３号 さつま町農業委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

次に、議案第５４号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５４号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５４号 さつま町農業委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

次に、議案第５５号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第５５号 さつま町農業委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第５５号 さつま町農業委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

△日程第２４「報告第３号 令和元年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第２４「報告第３号 令和元年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第3号 令和元年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは、地域子ども・子育て支援事業費ほか、17の事業にかかります予算を地方自治法第213条の規定に基づき、翌年度へ繰り越したもので、同法施行令第146条第2項の規定によりまして、別紙のとおり報告をするものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「報告第3号 令和元年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

○宮之脇尚美議員

観音滝公園の管理費の358万円の繰越しなんですけど、繰越しの内容というのは何なのか、説明を求めます。

○企画政策課長（角 茂樹君）

今回、繰越しをさせていただいたものにつきましては、旧観音滝公園内にあります自衛隊機の撤去費用、併せて長年外のほうに置いておりました大型室外機の除去費用、そういったものを計上させていただいたところでございます。

状況等につきましては、自衛隊機等については、防衛省の管轄の飛行機でもございましたので、新型コロナウイルス等の関係で、処理等については防衛省との協議が整った段階で、6月2日に撤去を終えたというところでございます。

室外機については、現在もう事務手続は終わっていますので、撤去に入っていくということになります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

△日程第25「報告第4号 令和元年度さつま町土地開発
公社収入支出決算について」、日程第26「報告第5号
令和2年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業
会計補正予算（第1号）について」

○議長（平八重光輝議員）

日程第25「報告第4号 令和元年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第26「報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を一括して議題とします。

各報告について、内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第4号 令和元年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、「報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき、提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

それでは、「報告第4号 令和元年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

引き続きまして、「報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は、6月24日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第27「陳情について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第27「陳情について」であります。

5月27日に受理した陳情については、配布してあります陳情文書表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月8日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前11時20分

令和2年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

令和2年6月8日

令和 2 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問
令和 2 年 6 月 8 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(6) 田 野 光 彦	1 救急医療体制について (1) 高齢化が進んでいる中で、町内の救急医療体制の現状をどのように捉えているか。特に夜間の緊急時に町内で受け入れる体制は整っているとは言い難い状況であると思われるが、その充実と対策をどのように捉えているか。 (2) 救急医療体制に関連して、薩摩郡医師会病院との関係をどのように捉えているか。 2 学力向上の取組について (1) 鹿児島学習定着度調査で、さつま町と鹿児島県全体及び北薩地区とを比較した場合、現小学 6 年生と現中学 3 年生では全ての科目で平均を下回り、現中学 2 年生でも国語と理科を除いて平均を下回っている。この原因としてどのようなことが考えられるか。また、今後どのような対策を考えているか。 (2) 現小学 6 年生段階で理解できない基礎科目は、中学生、高校生になっても消化不良のままで、その理解はますます困難になると考えられるが、その対策をどのように講ずる予定か。
2	(1) 上 園 一 行	1 町内の用水路（青線）、里道（赤線）の取扱いと管理について 町内の用水路（青線）、里道（赤線）の箇所数と総延長は。また、危険箇所が多いと思われるがどの程度把握され、維持管理や払下げについてどのように考えているか。 2 町道の維持管理について 町道の草払いや伐採が現作業班では追いつかない状況である。町道の維持管理の在り方と作業班増の考えはないか。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
3	(13) 川 口 憲 男	1 災害対策について 気象変化による風雨災害で、土砂崩れや大雨による浸水等の災害が危惧される季節となり、併せて地震等に対する災害も考えておく必要がある。 ことは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国民に外出自粛が呼びかけられた。 今後の町の取組等について、以下の2点についてたず。 (1) 避難所の運営の在り方は十分と捉えているか。また、運営方法等について見直しの考えはないか。 (2) 独居老人や高齢者家庭等の災害避難弱者対策が強く求められているが、早期避難や避難所での過ごし方等現在の避難対策は十分か。 2 新型コロナウイルス対策について (1) 1月末から5月のこの時期まで、我が国ばかりでなく世界中に感染が拡大しているが、町の対応をどういう思いで取り組まれているか。 (2) 町独自の応急体制や町民の生活に十分対応できる備蓄が確保されているか。
4	(4) 柏 木 幸 平	1 新型コロナウイルスに係る経済対策について 町内商工業者の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国の雇用調整助成金や、県、町の助成金及び補助金の手続き等は進んでいるか。 2 薬物防止対策について 薬物乱用の低年齢化が問題になっている。本町における薬物防止対策をどのように取り組んでいるか。 3 空き家対策について 過疎化が進み空き家が増えて、治安や衛生、景観等に悪影響を与えている。これまでの本町の取組と成果は。

令和2年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和2年6月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
4番	柏 木 幸 平 議員	5番	米 丸 文 武 議員
6番	田 野 光 彦 議員	7番	舟 倉 武 則 議員
8番	岩 元 涼 一 議員	9番	朝 倉 満 男 議員
10番	岸 良 光 廣 議員	11番	新 改 幸 一 議員
12番	宮之脇 尚 美 議員	13番	川 口 憲 男 議員
14番	森 山 大 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

3番 三 浦 広 幸 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課 長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
耕地林業課 長	櫻 伸 一 君	商工観光PR課 長	市 來 浩 二 君
ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長	野 田 真 一 郎 君
教育総務課 長	中 間 博 巳 君	学 校 教 育 課 長	界 敏 則 君
保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君	消 防 長	田 中 俊 朗 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和2年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

3番、三浦広幸議員から、本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、6番、田野光彦議員の発言を許します。

〔田野 光彦議員登壇〕

○田野 光彦議員

おはようございます。まず、質問に先立ちまして、新型コロナウイルス感染が終息を見ない中で、全町挙げてそれぞれの立場で努力されているわけですが、特に、介護、医療の現場で御尽力されている方々に対して、感謝と敬意を表したいと思います。

それでは、事前通告いたしました内容で質問に入ります。

まず、救急医療体制についてであります。

高齢化が進んでいる中で、さつま町内の救急医療体制の現状をどのように捉えているのか。特に、夜間の緊急時等の場合、町内で受け入れる医療体制は整っているとは言いがたいと思われるかもしれませんが、どのように捉えているのか伺います。

また、その充実と今後の対策をどのように捉えているのか伺います。

2点目に、救急医療体制に関連して、まちでは、薩摩郡医師会病院との関係をどのように捉えているのか伺います。

質問の2つ目ですが、学力向上の取組について伺います。

鹿児島学習定着度調査で、さつま町と鹿児島県全体及び北薩地区と比較した場合、現6年生と現中学3年生では全ての科目で平均点を下回り、現中学2年生でも国語と理科を除いて平均を下回っております。この原因としてどんなことが考えられるのか。また、今後どのような対策を考えているのか伺います。

2点目に、現6年生段階で理解できない基礎科目は、中学、高校生になっても消化不良のまま、その理解はますます困難になると考えられます。その対策をどのように講ずる予定であるのか伺います。

なお、調査分析の結果は広報さつま5月号で承知しておりますので、無駄な重複を避けていただき、その他の具体的な対策や計画を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

〔田野 光彦議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。田野光彦議員から、救急医療体制ほか1項目について御質問がございましたので、私のほうからは、まず1点目の町内における夜間の緊急時における救急医療体制の対策と充実についてお答えいたします。

町内の医療体制につきましては、薩摩郡医師会病院をはじめ町内の医療機関の皆様にご尽力をいただいているところでございます。

薩摩郡医師会病院の医師不足及び町内の開業医の高齢化に伴う病床の閉鎖、廃業など、様々な要因によりまして町内の医療体制が若干低下をしているのではないかと認識をいたしております。

救急医療の現状としましては、脳疾患や心疾患、手術が必要な外科的疾患などの専門性が高い症例が、町内の医療機関では対応できない場合が多く見られ、町外の医療機関への搬送件数の増加というのは、現在の町内の救急医療体制ではやむを得ないものがあると考えております。

夜間の救急医療の体制につきましても、郡医師会病院への当直応援の医師の体制をはじめとしまして、主に病床のある医療機関にお願いをしておりますけれども、当直の医師の科目外である場合とか、あるいは受入れ困難なケースも多いことから、必然的に町外の医療機関へ搬送せざるを得ないという実情にございます。

また、近隣におきましては、病状によりまして町民の皆様方におかれましては、町外の医療機関のかかりつけ医というのが増えている状況でございます。そういうことの原因で町外の医療機関への搬送というのが年々増加をしている状況も見受けられます。町内の病院への搬送件数というのが減少している要因の一つでもあるかと考えているところであります。

それらの中で、県におきましては川薩保健医療圏の地域医療連携計画を策定いたしておりますが、交通事故等によります外傷、あるいは休日及び夜間に発生する急病等の医療の確保を図るため、初期の救急医療、2次の救急医療、第3次の救急医療と言われる傷病の程度に応じました救急医療体制の整備を進めているところでございます。

御質問の中にあります夜間の緊急時における町内で受け入れる体制につきましては、薩摩郡医師会におきまして、郡医師会病院の勤務医の負担軽減のため、開業医による支援が行われているところでございます。

2次救急医療につきましては、入院を必要とする重症の救急の患者につきましては、医療を確保することが主な目的でありますので、薩摩郡医師会病院では共同利用型の病院方式によりまして、2次救急医療確保がされているところでございます。

ただ、対応できない傷病の場合におきましては、川薩の救急広域の医療圏であります薩摩川内市内の医療機関へ御協力の要請をしているところでございます。

また、緊急性とか、あるいは専門性がより強く求められる症例も出てまいりますので、そういった場合は県が定めました傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準に基づきまして、鹿児島市、薩摩川内市、伊佐市の病院へ搬送を行っている現状がございます。

その中でも、特に緊急性が高い場合におきましては、ドクターヘリあるいはドクターカー、これらと連携をいたしまして、高度な処置ができる医療機関への広域搬送を積極的に行っておるところでございます。

救急救命の措置というのが年々高度化しております。疾病も複雑多様化してきていることから、このドクターヘリとか、あるいはドクターカーの要請などに備えまして、本年度新たに鹿児島市内の救急医療機関と救急救命活動における医師の指示に関する協定を締結いたしましたところであります。

一方、医療を受ける町民の皆様につきましても、これまで体調不良を我慢し、不安に駆られまして、夜間に救急要請をされたり症状が悪化してから救急要請をされる事案も見受けられるところでございます。このようなことから、できるだけ症状が悪化する前に病院で診察を受けることや、これからの季節に増加することが懸念されております熱中症、こういった予防対策についてもしっかり広報を行って、町民の皆様に対しまして予防とか早めの受診をしていただくよう啓発

をしてまいりたいと思っていますところでもあります。

次に、2点目の、薩摩郡医師会病院との関係についてでございます。本町におきましては、町民が安心して医療が受けられる体制整備に努めるために、2次救急医療の役割を担っております薩摩郡医師会病院への運営負担の軽減とか、あるいは医師を確保するための支援、そうしたことで、良質な医療を提供ができる体制の確保に努めていただくようなことで、県の補助金等も活用しながら、あるいは町の単独でも財政支援を行っているところでございます。

一方、消防本部にいたしましても、本年度、郡医師会病院と救急救命士の特定行為とか救急隊員へ医学的な見地から指示を行う従来の協定を見直しまして、新たに救急救命活動における医師の指示に関する協定を締結いたしました。このようなことで関係の強化を図っているところでございます。

また、救急救命士を含む救急隊員の病院実習を郡医師会病院で実施をしたりしておりますが、医師とか看護師との信頼関係の構築にも努めているところでございます。

しかしながら、病院の医師不足というのは非常に深刻な課題でございます。町といたしましても、これまで鹿児島大学との地域医療トレーニングキャンプを2010年から4年間実施をしたり、そういう受入れ体制をもって、いろんな鹿大の医学部とのつながりを深めてきておりますし、そしてまた、新たに地域枠の派遣の先生方についても要望等も毎年行っておるところでございます。

年間約3万人の入院患者を4名の医師で対応していただいております、大変厳しい現実がございます。本年度におきましては、厚生労働省が、大学医学部に設けております地域枠の卒業生より医師の1名が派遣を決定していただきました。現在、病院で勤務をいただいておりますけれども、平成27年度以降、5年ぶりに5名体制となったところでございます。

今後、さらに、医師確保については情報収集を行いながら、郡医師会と連携をしながら、町民の皆様が健康で暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと思っていますところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

続きまして、学力向上の取組についての御質問にお答えいたします。

本年1月に、小学校5年生、中学校1年生及び中学2年生を対象に実施されました鹿児島学習定着度調査の結果につきましては、議員御指摘のとおり、現小学6年生と現中学3年生では、全ての科目で県平均を下回り、現中学2年生でも国語と理科を除いて県平均を下回っております。

本町では、ここ数年、小学校においては全ての教科で県の平均を上回る良い結果が続いており、また、中学校におきましても県平均を上回る教科のほうが多かったことから、中学校再編を機に、さらに飛躍することを期待しておりましただけに、今回の結果につきましては町教育委員会としても重要な課題であるというふうに捉えております。大変残念な思いがしているところであります。

この原因としましては、様々な角度から分析しましたが、授業で学んだことをしっかりと定着させるまでの練習が不足していたり、指導のしつ放しできちんと理解できているかまで見届けがきちんとなされていなかったり、学習の後半部分、終末部分の指導が十分ではなかったことが一番大きな要因であるというふうに考えております。

また、このほかに、特別な配慮が必要な児童生徒への支援体制、これも十分ではなかったというふうに考えております。

一方で、町内の小学校には全ての教科で県平均を上回る好結果、良い結果を残している学校や、

中学校でも県平均を大きく上回る教科もあり、これらの学校や教科では、授業での一斉指導と一人一人の児童生徒に対する丁寧な個別指導がバランス良く取り組まれており、大いに参考となる取組であり、町内の学校に指導法を紹介するなどしているところでもあります。

このように、教育委員会としましては、一人一人の児童生徒に対して丁寧に関わり、個別の状況に応じた指導をより一層進めるよう、管理職研修会や学校訪問を通じて各学校を指導しているところです。特に、下位層の児童生徒への指導に重点が置かれがちになりますけれども、中位層や上位層の児童生徒をさらに伸ばしていけるように指導していくということが必要だと思っております。

また、このほかにも町教育委員会としましては、教職員に対して授業の終末部分を特に大事にするよう、ラスト10分を充実させる指導法の改善などについての研修を行うとともに、教職員に対して指導の教育のプロである、授業のプロであるという意識、児童生徒の学力を高めるんだという使命感、職責感をより一層高めるなどの教職員の意識改革を図るよう、各学校の管理職に指導を行っていきたいと考えております。

さらに、児童生徒の学力を高める優れた問題に数多く取り組ませるために、町教育委員会で小学校5年生にはさつまるチャレンジ、中学校1年生、2年生にはさつまるベーシックという各教科の問題集を作成し、5月下旬には各学校に配布をいたしました。授業や長期休業中の課題、あるいは個別指導の時間や家庭学習などに活用するよう、各学校に指導しております。

加えて、今年度5月中旬から小学校5、6年生、中学校1、2、3年生を対象に、今週の1問という、町教育委員会が作成した問題に毎週取り組ませるようにしており、年間を通して実施する予定としております。

さらには、本年度から盈進小学校に発達障害などのある特別な配慮が必要な児童生徒に対して指導を行う通級指導教室が開設をされました。これはその子供の課題を改善もしくは克服するために個別に指導を行うもので、これにより集団での学習にもスムーズに取り組めるようになり、学習効果を上げてくるものと考えております。

このように、様々な手だてを講じておりますが、幾ら手だてを講じても結果が出なければ意味をなさないわけでありまして、要は、教育委員会をはじめ学校の教職員が現状を深く認識し、子供たちの学力向上に向けた意欲を喚起することが第一だというふうに考えております。

町教育委員会としましては、今後もさらに各学校や家庭と連携して、児童生徒の学力向上に努めてまいります。

次に、2点目の御質問にお答えいたします。

現学年段階で理解できていない状況で進級や進学をすれば、ますます理解が困難になるのではと、もう議員御指摘のとおりでございます。そのようなふうに認識をしております。まずは、そうならないようにするために、その学年が終了するまでに理解が不十分な内容については、再度解説したり練習問題に取り組みさせて習熟を図ったりなどの問題演習が重要であり、各学年においては1月の学習定着度調査の実施後は、正当率の低かった問題の内容等を中心に復習や練習に努めてまいりました。

また、中学校においても、4月の各教科の学習のスタートは、小学校の復習から入るなどの配慮や教材の工夫をして、理解がスムーズに進むように努めております。そして、一人一人の児童生徒がしっかりできるようになるまで丁寧に指導したり、繰り返し練習に取り組ませたいと、個別指導、復習、問題演習などを中心とした指導を行っております。

各学校においては、1週間の中で復習などに取り組ませながら、個別指導をする時間を定期的に設定したり、土曜授業を活用して個に応じた指導を行ったりするなど、それぞれに工夫を凝ら

し、努力しているところであります。

町教育委員会でもそうした取組が各学校で徹底され、児童生徒の学力が高まるまできちんと見届けを行うよう、管理職を指導してまいることとしております。

ただ、本年3月は新型コロナウイルスによる臨時休業があり、3月学年末ということで教科書は一通り終わってはおりましたが、理解の定着を図る時間を十分に確保することが例年よりもできない状況でありました。卒業学年以外の学年は、進級した後も前学年の復習をしながら、現学年の学習も進めていますが、卒業の学年はそれができないため、町教育委員会では、小学校6年生の各教科の教科書一式を宮之城中学校に送付し、小学校での学習内容を踏まえながら中学校での授業が行えるようにいたしました。

また、本町では、薩摩中央高校も含めた小中高連携協議会を組織しておりまして、この中で、年3回、小中高で研究授業を通した研修会を開催しております。小中高の教員が各学校での児童生徒の発達段階や教科の系統性などについて研修を深めたり、情報交換を行ったりしており、それを踏まえた指導を行うことで、各学年段階での理解がスムーズになるよう努めております。

このように、町教育委員会といたしましても、結果につなげるということを最大の目標として様々な手だてを講じております。学校の先生方には、先ほども申しましたけれども、プロ意識をさらに高めて、奮起していただき、教育委員会はそれを積極的に支え、保護者とも一体となって学力向上に向けて取り組んでまいります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○田野 光彦議員

まず、少し話がそれるかもしれませんが、町長のほうに、夜中の1時、2時頃、おなか痛くなったとした場合に、そういった場合には救急車を呼びますか、それとも家族で対応されますか。どうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

まあ、病状の程度だと思っておりますが、やはり自分で耐えられないということになると、やっぱり救急車に頼らざるをえないと思っているところであります。

○田野 光彦議員

私の経験から、5年ぐらい前に、午後8時頃おなか痛くなりまして、それで、薬を飲んでもなかなか、どんどん痛くなるわけです。それで、12時頃になってから、どうしようかなというふうに迷いまして、医師会病院のほうに電話をいたしましたら、医師会病院のほうは、今、整形外科の先生しかいないと。どうされますかと言われますから、整形外科でちょっとおなかはどうだろうかとということもありまして、先ほど町長が言われましたように、紹介していただいて、まだあまり薩摩川内市内のことをよく知らない段階だったので、森口病院というところを紹介してもらったんですけれども、なかなか場所も判らなくて、結局12時過ぎて、そしてまたそこで待たされて、終わったのは2時過ぎだったと思うんですけれども、やはり救急車を呼ぶ場合に、近所のこともありますので、夜中の1時頃とかで、12時、1時頃に救急車を呼ぶというふうになると、なかなかちゅうちょするところがあるわけです。まあ状況によりけりということもありましたけれども。

これから高齢者や独居老人、独りの人なんかが多くなると思いますから、こういったことは、私が経験したようなことは相当多くなることが予想されると思います。医師会のホームページを見ますと、救急科、内科、神経内科、循環器内科、消火器内科、呼吸器内科、外科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、いろんなことを書いてあるんですけれども、こういったような分野を扱えるような医師は、先ほど何名でしたか、4名ぐらいいるという話でしたけ

ど、全部をカバーできないんだろと思うんです。

専門の医師は確保されていないと。それで薩摩川内市だとか伊佐市だとか、今言われた鹿児島市内、場合によってはドクターヘリだという話だったんですけども、今後、新型コロナウイルスなんかは第2波、第3波も予想される中で、それと直接関係のない一般の町民が、例えば心臓病だとか、あるいは脳梗塞、重篤な内臓疾患だとか、そういった場合がある場合に、それを判断できるような、総合的かつ専門的な医師の確保を、町立の病院はないですから、郡医師会病院、とりあえず準公立的な病院としては郡医師会病院だろうと思うんですが、そういったところに派遣するような要請はできないものかどうか、質問したいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどもおっしゃいましたとおり、脳疾患であり、あるいは心疾患であり、非常に専門的な分野になっておりますので、やっぱりそういう専門的な医師が常駐をしていれば対応できるんでしょうけれども、そこまでないということで、専門のところに搬送せざるを得ないと、そういう実態があると思います。

ほかの病院等の協力をいただいて派遣ということも当然考えられるわけですが、今の鹿児島県の医療の体系を見ますと、やっぱり薩摩川内市とさつま町の医療圏になっておりますので、そういった中で、協力をしようということになっております。

医師の派遣までは、そこまでは今のところはできていないです。やっぱり薩摩川内市のほうに行かないと駄目ということ、あるいは脳疾患であれば県立北薩病院とか伊佐市のほうに搬送ということにならざるを得ないというようなことになっているわけであります。

状況によってはまた、先ほど言われましたとおり、鹿児島市内のほうでそういう薩摩川内市、伊佐市のほうでもちょっと今は難しいという状況があれば、鹿児島市まで搬送せんにやいかんと、そうならざるをえないというふうに考えております。

○田野 光彦議員

救急車を早めに呼べばいいのかもしれませんが、救急車の場合はどうなのでしょう。午後8時、9時ぐらいにちょっと具合が悪かった場合に、自分ではなかなか判断ができないと。特に、家族がいらっしゃる場合はまだしも、独居の場合なんかはもうすぐ救急車を呼んでいいものなのか、その辺はいかがでしょうか。

担当の方でも結構ですので。

○消防長（田中 俊朗君）

救急要請に関する御質問でございますけれども、消防本部119番で救急要請を受けておりますけれども、加入電話、52の0119に御相談の電話はもういつでもしていただければ、そこで救急隊員資格を持った受付通信指令員が症状をお聞きして、これはもう御家族で搬送ができますか、御自分で行かれますかというような判断もさせていただきます。必要があればもうその場で救急に切り換えて、救急隊を出動させるという体制を取っておりますので、時間に関わらず問合せの電話をいただければ対応いたします。

○田野 光彦議員

その場合、よく言われるたら回し的なものというのはあまりないんですか。救急車が来れば、恐らく各病院に行けば受け入れてもらえるんだろと思いますけれども、自分で行った場合はなかなか、私も30分ぐらいほったらかしにされまして、状態がどんどん悪くなったことがありますけれども、救急車を呼んだ場合はすぐ対応できるのか、それとも、現状は、やはりこの病院で断られ、この病院で断られと、そういうような状況なのか、その辺はいかがですか。

○消防長（田中 俊朗君）

たらい回し関連の御質問でございますけれども、現状、先ほど町長の答弁にありました、鹿児島県で策定をしております傷病者の受入れに関する基準がございます。これは消防法に基づいて定められたものがございまして、ある程度何件か病院に連絡しても病院が見つからないというような場合は、鹿児島市内であったり薩摩川内市であったりとかというような病院をお願いをする体制もできておりますので、御指摘のたらい回しが何件あったらたらい回しというのもございせんけれども、我々の認識の中では、4件以上断られたら、そちらのほうで対応していただくと、そんなふうにしておりますけれども、これも年間数件というふうに認識をしております。

まず、救急隊が対応すれば、2回、1回ないしは2回程度で病院を決定できるということでございます。

以上です。

○田野 光彦議員

これについては、特に医師会病院に総合的な、一時的に判断できるような医師、特に夜、できればそういうふうな要請ができたというふうに思っております。

救急医療の関係については質問を終わります。

それで、次に学力向上等の質問ですけれども、今、児童、小学校です。それから生徒、中学校の1学級の人数というのは、平均的にどのぐらいなのでしょう。

○教育長（原園 修二君）

学級の平均ということですが、複式の学級があったりしておりますので、きちんとしたデータというのは残っておりません。

○田野 光彦議員

複式を除いてで結構です。

○教育長（原園 修二君）

中学校で、宮之城中学校1校です。宮之城中学校は三十六、七名入っております。小学校では、盈進小学校が五百名を超す児童数ですが、これが大体三十七、八名まではいきませんけれども35名前後の学級が多いと。

ちょっと正確なデータではありませんが、申し訳ありませんけれども。

○田野 光彦議員

いや、今、児童生徒の数を尋ねたのは、我々の頃は四十五、六名とかそういったのが普通だったもんですから、そういうふうに、先生方の指導はそれからするとかなり人数が少なくなっているから、指導しやすいのじゃないかなというふうには思っているんですが、今の先生方の負担というのは非常に大きいということも報道されておりますので、その辺もちょっと聞きたかったです。

そういうふうに児童数、1学級の児童数が少なくなっている中で学力、全国的にそうなのかもしれないけれども、平均点が少ないと。それに対してさつま町では前さつまタイムというのを平成28年度から導入実施されているというふうに、5年目ですか、そういうふうになっているようですが、さつまタイムを実施する以前は学習定着度はもっと低かったということなのか、さつまタイムを導入した結果、少しは上がって、それでも低いということなのか。その辺はいかがでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

まず初めに、人数の件ですが、かつてからすると45人学級があったわけですが、現在40人学級ということで、それでも宮之城中学校、盈進小学校の場合、かなりぎゅうぎゅうな感じであります。かつてからすると人数が少なくなったので、指導のしやすさという観点では、学力のほ

うでも人数ということが影響しているのではないかなという御指摘だと思うんですが、今、かつての頃と大きく違っているのは、どちらかというと知識の量とかいうのができる、その量をたくさん覚えさせるといいますか、そういったことのほう、できるようにさせる、それが割と授業の中心であります。今はどっちかというと、それは、例えば電卓であったりパソコンであったりとかそういったものが代行していきますので、いかに自分の考えていることを伝えていったり、共同で、一緒になってやっていこうという、そういう知的に理解、記憶をしたりということではない部分というのかなり大きくなってきておりますので、そういった点では、一律に人数がということでは、なかなかそのへんは難しいのではないかなというふうに思っております。

それから、さつまタイムの件ですが、さつまタイムが導入されたから効果が上がったということについては、これはしっかりした検証はしておりませんが、家庭学習を充実させるという意味でのさつまタイムというものでありますので、特に帰りの会というの、ショートホームルームですが、帰りの会というもののなかで、今日は何を学習するんだということを子供たちに問いかけて、そして自分で計画を立てて、家庭でどういうことを勉強するかということを見通しを持たせるというものが中心であります。そのことによって、家庭の学習というものがやりやすくなる。子供たち、目標を持って学習できるということで、これを導入しているという、そういう経緯があるようです。

現在のところ、これがまだ続いておるわけですが、これに関しまして、データのものがきちんと反映されているかどうかということについてはまだ検証をしておりません。多分に見直しを図ったりとか実践の状況というものをしっかり把握して、改善を図るべきは改善し、そしてまた指導を加えていくということが必要になってくるだろうというふうに思っています。

○田野 光彦議員

こちらの、さつまタイム実施で、主体的に見通しの持てる学習ができるようになりますというふうに書いてあったものですから、それが今回は、5年目にして表れていないのかなというふうに考えたものですから質問したわけですが、まだ検証はされていないということだったんで、今後また検証していただければというふうに思います。

そのほか、平均点が低いということで、小学校は数校ありますので判りませんが、中学校で全体的に、層が真ん中ぐらいであって低いのか、それとも、高い人は高く、低い人は低くて、そして低い人が多くて、それが低くなっているのか。その辺はいかがでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

この調査結果の度数分布をグラフにして見てみますと、当然のことながら、平均点に近いところのほうに人数は多いわけですが、この中間層、その中間層の山が少し低位のほうに下がっているということが今のところ出ております。特に上位が薄いとかが下位が多いというようなことではなくて、全体的に少し下がり傾向になったのが今回の調査結果。元年度の調査にはそれが出ていたということでもあります。

○田野 光彦議員

全体的にずれて低くなっていると。教え方としては、先生方の教える場合に、非常に高い人がいると、それから低い人がいると。恐らく先生方が教える場合は、中間の中だとか上を対象にされると思うんですが、そういった場合に、授業をやっていたときに、恐らく上の層の人は逆に退屈かもしれないし、下の層は今度は逆に、中なり上がやった場合にはわからないということになるのかなというふうに考えるんですが、教え方としては、教育委員会としてはどの層を対象にされているんですか。

○教育長（原園 修二君）

授業をするときに、どの層をとということについてですが、ちょうど平均的なところ、中間層をターゲットにするというのは一般的だと思うんですが、これは教師の意識としてどうしても、よく理解できていない、そちらのほうにどうしても目が向いていきます。ですから、中位から下位層に向けてしっかりやっていこうという意識が働きますので、そこにはどうしても手厚くなって。そうすると、上位層の子供については少し手薄になるのではないかなというふうな指摘だと思うんですが、現在習熟度別に学級編成をしております、1つの学級を習熟の程度に応じた学級編成、特に数学と英語に関してはそういうスタイルをとっております。

これは、本来的には、ちょっと指導の時間がもう少しかけないといけないという子供たちと、それからもうここまではよくわかっているのもうちょっと上のほうに伸ばしていかないとということで分けている習熟の程度に応じた指導というものを実施しているわけですが、これもいろいろ様々な工夫をしておりますけれども、なかなか今回のデータを見ると、成果としてつながっていないというふうに思っております。制度そのものはここもう10年近く習熟度の程度に応じた指導というのはなされてきているんですが、非常に口惜しい感じがいたしますが、なかなかまだ結果につながっていないところであります。

これにつきましても、指導の在り方というのをもう一回見直して、毎年毎年その学習者といえますか、子供たちのその年度年度の状況というのはあまり一定ではありませんので、毎年毎年少しずつそこら辺の実態を把握して、それに応じた習熟の程度に応じた指導というのはなされるべきでありますので、そういったふうに、できるだけ細かく分析をしていくように指導しているところであります。

○田野 光彦議員

特に、調査の結果を見ますと、中学3年生の、調査時は2年生です。中学3年生の数学が極端に低いのではないのかなと。これで高校に行って、あるいは微分、積分だとか、あるいは大学で偏微分だとかそういったのが出てきた場合に、本当に基礎力がないのに判るんだろうかなというふうに考えているんですけれども、この辺の対策は何か、今習熟度別というふうに言われましたけれども、そのほかに、例えば判らない人は、ちょっと言い方がいいのか悪いのか、学習室とか、あるいは補習学習したほうがいいのかもされないんですが、そういったような対策はされているんでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

数学は非常に目につくぐらいの差が出ていたということで、もうどうしても練習の時間や問題に当たる時間というものがしっかり確保できていなかった。それから、あるいは与えたとしても中途半端な理解度もあり、問題だけをやってもこれはまた力がつかないということですので、どうしてもきめ細かく個別にやっていくということが一番必要なことだと思いますので、それぞれの見届けをどの程度までできているか、どこが判っていないのかというようなことを一人一人よく個別指導、そういったものを見いだしていく、そういったことでないと、なかなか解決しないというふうに思っています。

数学に関しては、今回まででしたけど、これまではさほどそんなふうに極端なこととはありませんでしたので、今回の場合については非常に私たちも、原因がどこにあるかということについては、いろいろと分析しております。特にやっぱり指導法を全体的としては改善していくと。手だてをしっかりと見届けをするという時間をしっかりと確保するように、そういったことを重視して、特に後半の部分、何が判ったか、何ができるようになったかということの子供たち自身がしっかり理解できる。教師の教えっ放しで教師の自己満足に終わらないようにするということが一番必要ではないかなというふうに思っております。

○田野 光彦議員

今回、新型コロナ対策で授業時数だとか日数も全国的に減っているわけですがけれども、さつま町ではその減った分はどうされる考えなんですか。例えば、土曜日やるとか、あるいは夏休みを短縮するとか、そういう対策を考えておられるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

御承知のとおり、3月にも臨時休業しましたし、この5月からもしたわけですが、現在のところ、各学校では行事等削減をしたり、工夫をしたりしながら、時数のカバーをしようとしているところです。ただ、報道等によりますと他の都道府県で夏休みの短縮の対応を取ろうとか、鹿児島県でもそのようなところを検討しているところでもあります。

現在、夏休みをどういうふうにやっていくかということについては、県全体として問題を捉えておりまして、県の教育委員会、私たちにとりましては北薩教育事務所管内、さつま町を含めて薩摩川内市、阿久根市、出水市、長島町、こういうエリアである程度横の連携を取りながら臨時休業というものを進めてまいりましたので、授業がどれぐらい不足しているかということは調査して、もうデータとして持っておりますので、それをどう埋めるかということは、例えば夏休みの短縮ということも含めながら検討しているところです。まだ結論が出ていないところです。

○田野 光彦議員

最後に、今回、県平均よりも、あるいは北薩地区よりも低かったということで、さつま町の小学校、中学校のレベルを上げるために、今後とも指導のほう、よろしくしていただきたいというふうに要請しておきます。

○教育長（原園 修二君）

ありがとうございます。学力に関して、先ほど申しました、今回は非常にショッキングな結果として受け止めておりまして、本当に悔しい思いをしているところでもあります。今言いましたように、議会からも叱咤激励を受けたというふうに捉えておきたいと。起死回生をかけるように、教育委員会と学校一体になって頑張ってまいります。ありがとうございました。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、田野光彦議員の質問を終わります。

次は、1番、上圀一行議員の発言を許します。

〔上圀 一行議員登壇〕

○上圀 一行議員

改めまして、皆さんおはようございます。新型コロナウイルスに振り回される年度初めとなりましたが、幸い、本町には今のところ縁がなく、ほっとしているところですが、事務作業等に精励されている町長はじめ職員の方には感謝申し上げます。

また、国では31.9兆円という補正が組まれているようですが、事務量がますます増えてくると思います。町民のために頑張っていただきたいというふうに思います。

第1問目に、町内の用水路（青線）、里道（赤線）の取扱いと管理について。

今まで国有地であった水田のための耕作地、水田のための用水路（青線）、里道（赤線）の取扱いについて伺います。

今までも同僚議員が伺いましたが、再度お伺いいたします。

水路（青線）、里道（赤線）が現在、国からさつま町へ移管されたと思いますが、町内に全て何か所あり、総延長は幾らあるかお伺いいたします。

また、管理はどこの課で管理されていますか。恐らく財政課財産管理係ではないかと思いますが、現在、この青線水路を利用していた耕作地、水田を埋め立てて青線に面したところに住宅が

できていて、その青線の草払い、補修がなされていなく、危険と思われる箇所が多くあります。さつま町に移管されてから調査をされましたか。されたのであれば何回されましたでしょうか。

また、危険箇所の申請はどこにすればよいのですか。これから梅雨期を迎えます。どんな災害が起こるか判らない状態です。危険箇所を町民の方に知らしめる必要があるのではないのでしょうか。

と申しますのは、水田のための用水路をなしていないところ、水路の補修、草払いがなされず、近くの住宅に危険を及ぼしている。ちなみに、水田用として活用されているところはどこでもだと思いますが、年に二、三回、あるいはそれ以上、受益者、関係者で草払いをされ補修されています。さつま町で保持、管理するのもいいでしょうが、地区の方が必要としない青線、赤線はその地域の方に安価で、または無償で払下げの考えはないですか。そうすることでその地域の方の認識、責任感もあるのではと思いますが。

余談ではありますが、昨年、青線あるいは河川であったかも判りませんが、この上部に住宅があり、この住宅も水田跡地です。水路と住宅の境が大雨で崩壊して、どこにお願いしても解決しないと言われ、相談がありました。建設課に相談したところ、すぐの対応で、今年は大型機械を入れての工事をしていただきました。住民の方は、早い対応に喜んでおりましたが、このような状況が今後まだ増えてくるように思われます。最近の天候では、大きな被害につながることも予想されますので、責任の所在をはっきりさせていただきたいと思います。

次に、2問目の町道の維持管理と伐採について伺います。

町道の草払い、各公民会でもボランティアで年に1回ないし2回実施されていますが、そのとき、草払いのための燃料等、町から支援されています。町内どこの公民会も年齢が高齢化して作業が困難な状況にあります。

私ごとで恐縮ですが、私の公民会も52戸ございます。私、現在、満71歳です。若いほうからの順でございまして。どこの公民会もこんな状況ではないかと思えます。町道の維持管理は、できるだけ朝晩利用している地元住民がするのがよいのですが、いかんせん年齢的に難しいところがあります。町自体も大変でしょうが、道路維持管理に作業班をもう少し増やしていただき、維持管理をしていただくことはできないか伺います。

最初の質問を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

上圀一行議員から、用水路及び里道ほか1項目についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えいたします。

まず、1項目めの町内の水路と里道の取扱いと管理についてでございます。

町内の水路と里道の箇所につきましては、議員御案内のとおり、国のほうからの移管がございまして、町のほうでも、現在、水路で6,160件、里道で8,845件、合わせて1万5,005件を所管しているところでございます。

特定図面によりまして、場所等は確認をしておりますけれども、総延長につきましては国からの権限委譲を、譲与された際に、距離とか面積に係ります資料が移管をされておられません。このようなことから、こういった現状等については把握できないところでございます。

また、里道、水路の役場の所管につきましては、財政課で行っております。が、実際の維持管理等につきましては地元とか、あるいは利用者に従来どおりお願いをいたしているところでございます。

なお、危険箇所等があった場合には、地元のほうから相談とか申し出をいただいておりますので、そういった場合は役場のほうで現地確認を行っております。それ以外の定期的な調査というのは、特段今まで行っておりません。

危険箇所等につきまして、今ございましたとおり、災害等の原因になるような危険箇所等がございましたら財政課のほうにお申し出いただければ、現地確認をした上で今後に対応しているところでございますので、今後そのようにまたお願い申し上げたいと思っております。

なお、払下げの関係につきましてであります。里道、水路として機能を失っている場合には、隣接地の所有者あるいは地元の代表者等の御同意が得られましたら払下げを行っているところでございます。

それから、町道の維持管理についてでございます。

議員御質問のとおり、昨今は非常に高齢化が進んでおりまして、人口も漸減という方向にございます。集落での作業者の皆さん方は大変御苦労頂いているということも度々お声を頂いておりますので認識をいたしております。このようなことから、いろんな対策も、町としましても講じてきているところでございます。

現在、町の管理をしております町道の路線数というのが1,196ございます。延長にいたしまして801キロメートルということですから、相当な県外の、どこまでを言うんでしょうか、801キロメートルとなりますと、大阪辺に行くんでしょうか、神戸でしようか。そこまで行くような距離になっておると。

平成27年度までは、町道の維持管理作業に全て道路整備員という皆さん方を設置いたしましてお願いをいたしてきた経緯がございます。しかし、作業量が多く、作業が追いつかないということ等から、幹線町道につきまして現在は宮之城地区の3工区、それから鶴田地区の1工区、薩摩地区を1校区、いわゆる町内を5工区に分けてまして民間のほうへ委託をいたしております。年2回の伐採作業による管理もいただいているところでございますが、本年度も既に委託発注をいたしたところでございます。

また、道路整備作業員によります作業につきましては、主に民間委託をした以外の集落間の町道とか通行に支障となる箇所及び住民によります作業が危険なところ等を中心に整備を行っているところでございます。

道路整備作業員の現状でございますが、現在は2班体制の8名でございます。町道の維持管理業務を行っていただいておりますけれども、作業員の増員につきましては、これまでも例年ハローワークを通じたり、あるいは防災行政無線、広報紙などでもお知らせをしながら募集を行っているところでございますが、近年、若い方々の募集がないという現状がございます。できるだけ現状を維持する体制も難しい状況にきております。今後におきましても引き続き募集は継続をいたしますけれども、できたらこの2班体制の10名で組織できないだろうかというふうには考えております。

今後の町道の維持管理につきましては、全ての町道を町での管理となりますと財政的な面もありますし、幹線町道についてはこれまでどおり民間業者のほうに委託をしながら、通行車両の安全を確保してまいりたいと思っております。

また、集落間の通行に支障となる箇所とか、住民の皆さん方による作業が危険な、困難な場所等については、道路整備作業員等によりまして維持管理を行ってまいります。そのようなところがございますら、建設課のほうにお申し入れいただければありがたいと思うところです。

なお、一部でございますけれども、刈払機の燃料支給とか、あるいはどうしても集落の皆さん方の高齢化によって作業が難しいなというところについては、外部への作業委託の経費について

も助成制度を設けております。このような制度も御活用いただきまして、公民会の愛護作業等にも御協力いただければありがたいと思うところでございます。

町といたしましても、交通安全とか、あるいは地域の環境保全、そういう意味合いからも、整備が皆さん方の御協力をいただく範囲ではよろしくお願い申し上げたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○上 田 一行議員

町内の青線、赤線の件数が1万5,005件とお聞きいたしました。相当ありますね。これを町で管理されているわけですが、国、その前までは県の、我々が管轄しておった頃は土木事務所といいましたけど、土木事務所が立会いによく来てくれました。大変な仕事です。これを今、一手に財政課のほうで引き受けていらっしゃるわけですが、大変御苦労だと思いますが、危険箇所、田んぼとして使っていないところの青線、耕作地として使っていないところの赤線、そういったところをやはり今は調査をしていないということですが、公民会長さんあたりにお伺いする手もあるのではないかと思います。行ってみれば、言われて私も行ったんですが、非常に危険な状態です。まだ何か所も聞いておりますので、また私に尋ねてくださればすぐ教えます。公民会長さんあたりも仕事が大変でしょうが、住民の危険に関することですから、そういったことを取り組んでいただきたい、そういうふうに思います。

それから、払下げの考えも地元の同意が取れたらということですが、これも地元の方もよく判っていらっしゃる方が多いと思います。だから、そういったところを地元の方にも何か知らしめる手だてをしてほしい、そういうふうに思います。

それから、次に、先ほど申しました青線、赤線のほうは何かお答えがあればですけど、ありますか。（笑声）ありますか。はい、じゃあ、お願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

青線、赤線の関係でありますけれども、今、国のほうから移管になりましてから町での管理ということになっておりますが実際は地元の皆さん方にいろいろと、昔、やっぱり耕作のために、昔はもう牛を使っているわけですから、牛の鞍が、通るような牛道というんですかね、そういう道が里道だということをお聞きしておりますし、あるいは田んぼの用水とか、それ以外もまた水路というのがあったりして、それを地元としてもやはり有効活用もされていたことはありますけど、今はなかなか高齢化が進んで、耕作田もやはり荒廃地になっていくというようなことで、用水路、あるいは里道ももうなかなか管理がされないということになって、危険な状況もあろうかというふうになっているかと思っております。

そういうことで、この辺については、地元の皆さん方が一番よく御存じであります。昔は字絵図というのがあって、今はないんですけど、赤線の場合は赤い線がずっと引いてある、水路の場

合は青線ですと引いてある、字絵図がしっかり残っております。それでも確認ができたわけですけども。そういったことで、地元の皆さん方はよく御存じの方だと思っておりますが。

ほいで、そういう中で、大雨等で非常に危険な場所、そういうところは、先般も出水期を前にして、各地域、防災点検をしていただきました。恐らく、地元の皆さん方もそういう危険箇所として位置付けをしながら確認をされたところもあるんじゃないかと思っておりますので、そういうところは、さらにまた、地域でも十分把握をしながら事前の対応をしていただければありがたいと思っておりますし、そういう非常に緊急性を要するところについては、役場のほうにも申出をいただければ、必要な対策というのはできる分もあるかと思っておりますので、ぜひその辺は役場のほうに御申出をいただければありがたいと思っております。

それから、払下げについても、地元でどうしてもこれはもう今は使われていないと、もう地元のいわゆる隣接の方、あるいは共有的に、共同的に利用がまだ機能として維持をしなければならないというのがあっても、なら共同でこれは管理していきましょうというのがあれば、ぜひまた御申出をいただければ、払下げについては十分可能であるかと思っておりますので、そのようなところは地元と十分協議をさせていただきたいと思っております。

○上岡 一行議員

青線、赤線、私が申しました、そのようにしていただきまして、次は道路維持管理の班の増ですが、なかなか募集をかけても応募者がいないということですので、これも10人体制にしたいということですが、今8名ということですので、なるべく条件をよくしていただいたら応募者があらんんじゃないかと思いますが、そこら辺も考えてみていただけないでしょうか。

それから、集落公民会で使っている町道ですが、作業班の方も来れないような小さな道路、それから委託をしても委託の建設会社が来れないような、もうこの町道といっても小さな町道で、鹿児島弁では、やぼがさっかぶっちよるち言うんですかね、そこに手が届かない、もう高齢化して若い人がいないもんだから上っていけない。また、危険な状態である。そういったところも多く見受けられますので、所管の建設課ですかね、そういうところをもう少し確認をして、何とか対応ができないものでしょうか。よろしく願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

町道の維持管理について、本当地元の皆さん方の自主的な今の時期とか、あるいは秋の時期になりますと、年2回は確実に作業をしていただいております、このことがやはり町の財政にとっても非常にありがたいことでありますし、また、地元の環境整備、あるいはいろんな事故の防止とか、そういう面でも役立っていると感謝を申し上げているところであります。

ただ、今ありますとおり、これはもうずっと以前からも課題になっておりますけれども、高齢化が非常にもう40%と、ところによっては50%を超える地域も最近増えてきておりますので、なかなか作業が大変だと。また、草払い機もからってする人が少なくなったということまでこういわれております。そしてまた、あとの片づけも大変なところがあります。昔みたいに焼けると、焼いてしまうということもできないし、いろんな課題がございます。

したがいまして、基本的には、道路作業員も先ほどありましてとおり、もう待遇改善ということも一つの課題であるかと思っておりますけれども、これも今、月20日程度の勤務で作業員の報酬が日額7,253円、期末手当も2.6月、あるいは休暇も10日与えておりますけれども、働き方改革ということもありますので、これとまた別に通勤手当も出しておりますが。それでもなかなか今は、若い人たちが難儀な仕事はあまりしたくないというのか判りませんが、希望者がいないというのが実態であります。この報酬額についても、県内では本当トップクラスです。そういう中でのやはり待遇改善もしたにもかかわらず、やはり応募がないという事実がございますの

で、要は、もうあとはこういう方々にもっと広報をしながら応募していただくことを期待いたしておりますけれども、これも継続をしますが、あとは高齢化が年々高まっていますし、そうしますと、やはり作業の安全性を確保するという面からいきますと、やはりいつかの時点では、もう委託をやはりする必要があるかなと思っておりますし、あるいは作業委託の経費、これを年に1回のところ、いわゆる高齢化率の高いところについては年1回するところもございますが、これを2回ぐらいやはりもうしていかなと大変かなということもありますので、そういった地域ごとの実態調査をやはり踏まえた上で、今後、対応を検討していきたいと思っているところであります。

○上圀 一行議員

申し訳ないですけれども、私も今初めて、作業班の方のそういう報酬といいますか、非常に県内でもトップクラスということでさつま町も御努力をされているにもかかわらず、という状態、状況のようにお聞きしました。何せ町全体が高齢化ですので、これよりもいい条件というふうにはいかないでしょうけれども、御努力をしていただきたい、そういうふうに思います。

高所と狭い集落、本当の集落道、町道ですが、そういったところの高所部分については、建設課にこれは相談したらよろしいんでしょうかね。

○建設課長（野田真一郎君）

先ほど町長の答弁でもありましたように、地域の方々がやはり危険を伴うような場所につきましては、建設課のほうに御申出いただければ、現場を確認させていただいて、対応ができるところについては対応をさせていただきたいと思います。

以上です。

○上圀 一行議員

判りました。何とか住民の、町民の方に御負担が、御無理がいかないような町道の維持管理、そういったことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、上圀一行議員の質問を終わります。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しました、1問目の災害対策について、2つ目、新型コロナウイルス対策についての質問をいたします。

まず、災害対策ですが、これまでも同僚議員が数回質問をいたしました。答弁にもいろんな対策を講じる考えが示されましたが、これから梅雨に入り、台風も来る時期を迎え、その対策は十分機能するとお考えなのか。避難所の在り方も新たな対策が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

また、独居老人や高齢者家庭等の災害避難弱者の早期避難や避難所の生活にも対策が必要です。以前からの質問にありますように、こういう方々の登録をしていただき、福祉のほうとかいろんなところでも避難弱者の対策を講じていらっしゃることは十分承知の上です。自分の命は自分で守る、共助の助け合いの気風が大事ではないかと私は考えます。

平成18年に私も家を失う大変な被害を被りました。この時期になると、雨のたびに川内川を見つめ、鶴田ダムの放流状況、テレビの天気予報に集中しております。こういう災害を受けた者でなければ計り知れないところがあると思います。全国の災害箇所の方々もそのときを忘れてはいらっしゃらないということがつくづく感じられます。さつま町でも平成18年からして相当の

経緯が経ちますけれども、その間に気候の状態も大分違ってきていますし、川内川の周辺も十分整備がなされたとはいえ、これが完全といえるような状況はないと思います。事前の準備や対策を十分にしても損はないというふうに考えますが、町長が災害対策に対する考えを伺います。

2問目は、先ほど来から、同僚議員なんかも申し上げておりますように、1月末から新型コロナウイルスが全国、あるいは世界中に猛威を振るいまして、その心配は現在も続いているわけですが、どのような対策が必要なのか。あるいはこれで新型コロナウイルスが止まるという状況はないんですけれども、町長自身は新型コロナウイルスが発生し、心配は当然されたことでしょうけれども、こういうことに対して町内をまとめる首長としてどういう取組をされたか。

また、感染防止に町民に投げかけられる気持ちはつらいところもあると思うんですけれども、それを収束するためにはどのような対策があるのか、町長自ら気持ちがあると思います。そのところをどういうふうに投げかける気持ちなのか。幸いにしまして、県内の発生拡大しておりませんが、先ほど申し上げたみたいにどの対策で防止できるのか。本当に知りたいのは、県民、国民、世界中の人が望んでいることではないかと思います。新たな対策も考えなければならない状況ですけれども、今だかつてそれができない状況ですけれども、今後どんなことを訴えていきたいか、町長の思い伺いたいところです。

また、新型コロナウイルスに対しまして、町当局はもちろんのことですけれども、病院関係、いろんな方々がこれに従事され、収束することを努力されておりますけれども、いまだコロナの現状が見えない状況の中でどうすればいいか、国民としてもそのことが十分知り得たいところなんですけれども、町として、今後の対策がどのように図られていくものなのか、町長の気持ちを伺いたいと思います。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員から災害対策ほか1項目についての御質問がございましたので、順次お答えをいたします。

まず、1点目の避難所の運営についての御質問であります。避難所の運営につきましては、時代の変化とともに、また、大規模災害の発生段階ごとに新たな問題等が指摘をされて、見直すべき課題、そしてまた、対応等につきましても専門家の指摘、あるいはこの中央防災会議等で協議がなされていることでございます。

御案内のとおり、従来、避難所につきましては、災害等から一時的に身を寄せ、雨露を防ぐためのあくまで緊急避難的、臨時的な要請を受けた施設として運営をされてきたところでございますが、近年におきましては、自宅や宿泊施設と比較されるなど、一部で飛躍した考え方が出てきているのも事実でございます。何不自由なく過ごせる施設、そしてまた、その運営ができれば一番いいことでございますけれども、やはりこの経済的な面、あるいは物理的な面といういろんな問題がございますので、なかなか一挙にはいかないというふうに考えております。

ただ、年間を通じましては、水害を中心に夏場の災害が多いことが想定されますことから、暑さ対策、こういうことで空調設備のない体育館等での扇風機の調達とか、あるいは停電時に必要とされます発電機の設置、あるいは投光器、こういったものの整備も年次的に進めているところでございます。

現在、町の指定の避難所につきましては、災害の対応にもよりますけれども、延べ41か所を指定しております。豪雨や台風災害など一般的に指定をし、開放をしている施設がこの指定避難

所の中から区公民館に1施設、合計20か所利用をしていただいているところでございます。

ただ、職員数も削減をしている段階でございますし、豪雨とか、あるいは台風の場合には道路パトロールもしなければならない。また一方では、河川の低水地が町内にも数か所ありますので、そういった低水地の浸水被害につきましては町の水中ポンプをそれぞれ配置しておりますので、そういった内水対策等のための管理というんですか、そういうことについても相当数の職員を配置いたしております。

したがいまして、人的に全て運営が十分にいくかということはなかなか難しいところもあります。このような課題に直面しつつありますことから、数年前から、私は、例えば、災害等だと同時災害、地震も大雨も、あるいは一気に一時に発生をした場合はなかなか職員だけでは対応できないだろうというふうに考えておりまして、やはり、退職をされた職員の皆さん方とか、あるいは消防団のOBとか、そういった皆さん方の防災に経験のある方々の協力要請というのがこれから必要になってくるのではないかと考えております。マンパワーの対策を、やはり今のうちに進めていく必要があるかと思っております。

また、自主防災組織、これも本町では100%近い設置をしておりますけれども、それぞれの自主防災組織の内容充実をいかに図っていくかということも大事ではございます。地域ごとの防災士の育成というのがどうしてもこれから必要になってくるのではないかと考えておりますので、そういった防災士の育成については、町のほうでも資格取得の経費の助成なりしながら、早めにこの体制を敷いていく必要を感じているところでございます。

年度末の時点で、今回、このコロナウイルスの感染症の発生を受けまして、3密を防ぐため、親戚とか友人宅などを利用する、新たな被災避難所の候補先の拡大、確保というのが必要になってくるのではないかと考えてございます。そういうことも含めまして、地域の身近な集会施設、公民館等の利活用についても検討を、呼びかけを先般の防災無線でも呼びかけをいたしたところでございます。

もちろん、夏場になりますと、やはり熱中症とかございますので、そういった空調設備などの整備というのがこれからの一つの課題になってくるかと思っております。もうその辺の身近な集落公民館を少人数で活用して、地域自ら運営をしていただくことは避難の際のストレスを低減する方法の一つでもあると考えておりまして、今後段階的には、でも、地域の公民館等への施設の開放までについて御協力をお願いしていきたいと思っております。

次に、災害弱者の避難弱者についての御質問でございます。災害弱者対策についてでありますけれども、毎年のように様々な自然災害が発生しております中で、町におきましては、高齢者や障害者などの災害時に自力で避難が困難な方を支援するために、災害時要援護者の登録制度を推進いたしております。

この制度は、災害時に避難することが困難な方々を登録することによりまして、近隣の支援者や公民会役員、民生委員、関係機関等で情報を共有して、非常時の場合の避難体制をしっかりと支援をしていく、こういうことを構築していくことが大事ではないかと考えて、このような取組をいたしているところであります。

災害時はもちろんでございますけれども、今、日頃の日常生活の中でも声かけとか支え合いとかありますので、そういうマップづくりもこういった方々を地図上に落として、皆さんが情報を共有しながら支援体制を構築していく、このことが大事ということで、支え合いマップづくり等々にしましても、実際、民生委員とか区の役員等でお努めをいただいているところでございます。

4月1日現在で、今88の公民会の中で405人の災害時要援護者ということで登録をいただ

いているところでございます。

要避難援護者につきましては、避難所が開設された場合には、町と協定を締結しました福祉避難所にも避難をすることができるようにいたしております。

福祉避難所につきましては、社会福祉施設を運営しております5つの法人、いわゆる災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書を平成30年の4月1日付けで締結をいたしました。障害者等の配慮の必要な方に対しましての専門職、専門的施設等の設備が整ったところで受入れをしていただくものでございます。

こういった災害時には、こういうところでの受入体制をしっかりと整えていくことがあるということを進めているところでございます。

ところで、昨年度から、豪雨などの際は、気象警報の発令の基準というのが大きく改正をされました。雨量などの気象条件等によりまして機械的に避難準備情報とか、あるいは避難勧告などの情報はテレビ等を通じまして、リアルタイムで報道をされるようになってきたところでございます。従来からしますと、タイミングが随分早く感じられるところでございますが、高齢者の皆様をはじめ、体の不自由な方々にはこういった避難を起こす、いわゆる行動を起こすタイミングとしまして一定の効果が、成果が出てくるのではないかと考えております。いわゆる避難準備情報という形で報道がなされるようになったところでもあります。何より、自分の命は自分で守るという大原則に沿った行動を起こすことが非常に大事であるというふうに考えに基づいての見直しであるかと思っております。

それから、避難所の過ごし方につきましては、今年度は特に新型コロナウイルスの感染症というのがございますので、この対策としまして、やはりマスクを着用していただく、手洗いをしっかりとやっていただく、そしてまた、そういった健康チェックを実施する。そういう健康状態の関係も、今回の場合は特徴的にしっかりとやっていく必要があるかと。もちろん、消毒液の準備とかいうことも避難所については準備をしながら対応をしていくということで、この辺については職員には既に研修も実施をいたしているところであります。3密を避けるという、こういう空間の確保というのは当然必要になってまいります。これまでとは違った避難所の運営をしなければならないということでございます。

それから、新型コロナウイルスに対する対策でございます。

まず、1点目の町の対応についてでございます。鹿児島県内、特に、この本町内での感染がもう絶対発生をしないということが望まれますので、全体的に、早期に感染症が終息することを願っているところでございます。

本町といたしましては、国、県からの情報とか収集を迅速に行いまして、町民の皆様にも手洗いかせきチケット、あるいは3密を避ける、外出時のマスク着用、こういったことなどを町の広報紙とか広報のお知らせ版とか、あるいは町のホームページで繰り返し呼びかけております。

私も直接、2回ほど防災無線で町民の皆様方に対しましてお願いをいたしているところでございます。1回目は大型連休を控えておりましたので、緊急事態宣言の対象都道府県への付近への往来を控えていただく、あるいは一人一人が身近なこととして新型コロナウイルスの関係について受け止めていただいて、責任ある行動をお願いしたところでございます。2回目は県の要請を受けまして、不要不急な帰省、あるいは旅行など都道府県をまたぐ移動について、厳に控えていただくようお願いをいたしたところであります。

いずれも日常生活、あるいは仕事の面で不都合な面が多くある中で一日も早く終息に向かうようにということで、町民一丸となってこの難局を乗り越えたいと、そういう思いでこれまでのいろいろをお願いをしてまいったところであります。

おかげさまで、現在まで町内での感染者の発生は確認されておりません。町民の皆様の御理解とお一人お一人の責任ある行動のおかげであるとありがたく感謝しているところでございます。

また、緊急事態宣言解除後におきましては、新型コロナウイルスの存在を前提に日常生活を取り戻すことや、社会経済活動を維持していくために基本的な感染防止対策をこれまでと同様に継続しながら、国が示しております新しい生活様式の定着に向けた取組が必要とされてきておるところであります。

6月号の広報紙におきましても、その実践例を幾つか御紹介をしております。感染しない、感染させない、こういったことを心がけて生活をしていただくことで各地のまた感染症も防ぐことができることになっていくのではなかろうかと思っているところであります。

これまで感染防止のために長期間の休校とか、あるいは休業、また外出の自粛によりまして、子供たちから高齢者の皆様方に至るまで生活のリズムに大きな変化があったと思っておりますし、あるいは体調の不調とかございまして、運動不足、体力低下、こういうことも心配がされましたので、さつまちゃんの声かけによりますラジオ体操もこの期間は1日2回放送で呼びかけて実施をしていただいて、非常に町民の皆さんからもいろいろなありがたいお声をいただいたところでございます。

これから本格的な夏を迎えますけれども、熱中症の予防を心がけながら感染症防止対策を行っていただくように啓発をさらに行いながら、今後も引き続き町民の皆様方一丸となって、この難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

次に、町独自の応急体制と町民生活に十分対応できる備蓄が確保されているかということであります。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、感染者とか、感染の疑いのある方々に対する初動体制としましては、現在のところ、保健所を中心にする県のほうでの体制で取組が進められているところであります。疑いのある患者の検査結果を受けまして、陽性反応が確認された場合には、早急に各関係の首長のほうにも連絡をいただくように県のほうにも要請をしまし、そのような連絡体制を取ることでございます。併せて、県のほうで陽性患者の数日間、特に直近3日間程度の行動確認によりまして、濃厚接触者の確認と濃厚接触者への検査実施、こういったことなどが進められているところでございます。いずれも、検査結果が陽性の場合には、その患者の居住地の首長へ連絡がなされると認識をいたしております。

この辺については、今申し上げましたとおり、もう遅滞なく、関係の首長には連絡をするようにということは現に申出をしております。

県におきましては、今回の感染拡大期におきまして10人の患者が発生したわけでございますけれども、ほとんどが、県外等からの持込みということで、ほかに拡大しなかったということについて、やはり県民の皆さん方の意識の高さと協力のおかげであるというふうに考えております。万が一、感染が拡大して、県の指定の医療機関等での収容が困難な場合には、市町村のほうにも医療機関の状況確認をされておりますので、やはり各市町村においてもどのような受入態勢ができるかということも考えた対応もいたしているところであります。

本町には、議会のほうにもお諮りしましたとおり、合併前で伝染病等の発生に備えての医療施設の整備としまして、隔離病棟がございましたので、その整備をいたしております。ほとんど完成のところに来ているかと思えますけれども、こういう対応もいたしているところでございます。

また物品等の備蓄につきましては、以前から新型インフルエンザが流行した際に、若干のマスクとか、あるいは防護服、そういうものを備蓄しておりました。今回の感染の拡大から終息まで

の期間というのを考慮しますと、さらに一定程度の準備も必要になるだろうと考えておりまして、マスク、あるいは防護服、あるいは消毒液そういったことも整備をいたしているところでございます。

○川口 憲男議員

答弁をいただきました。ちょっと順不同になりますけど、新型コロナウイルスのほうからちょっと町長のほうに、再度、確認をいたしたいと思います。

5月連休前ですか、町長が防災無線で町民の方々にその気持ちを訴えられたところを私も聞いております。その関係で、さつま町内においては、そういうところは十分周知ができていないんじゃないかなと感じてはおりますけれども、今後もやはり、こういう言葉はおかしいかもしれませんけど、町内からそういう感染者を出さない、あるいはそういう方々がこっちに来ていただかない、こういう要望といいますか、要請はしていかなきゃならないところでありまして、町民自体もそういうことに向かってこの新型コロナウイルスに対する何といいますかね、自粛やいろんなことはしていかなきゃならないと思っております。

先ほど備蓄の関係で、新型インフルエンザ流行時にマスクとかいろんなことをしているということがありましたけれども、ある程度の備蓄はできているということを感じておりますけれども。今回、新型コロナウイルスになりましてからマスクと、それから何ですかね、手洗い用のアルコール、相当数社から寄附といいますか、こういうことをいただいております。私が感じておるところでも4社、あるいは5社からそれをお願いしておるところが町報にも載っております。町長との面会のところで出ておりましたけれども、やっぱりこういうことを今後の対応のために、新型インフルエンザのときも備蓄はしておったということなんですけれども、あえてマスク、あるいは手洗い、アルコールですか、こういうことが非常に必要なところがあるんですけれども、こういうところはしてあるということなんですけれども、常に町民が不安に思ったときに、それが簡単に配布できるような体制はとっていただきたいと思うんですが。そのような体制は、町長、どうですかね、今のところで必要があればどんどんしてあげるよと。先般、女性団体のところで、学校の子供たちに対して2枚ですかね、マスクを配付されたということは聞いておるんですが、それ以外のところなんかでも、やはり町内の方々にはマスクが不足しているとかいろんなことを聞くんですけれども、その要望に対して対応できているような状況なのか、その点を1点だけお聞きします。

○総務課長（崎野 裕二君）

備蓄品の関係についてでございます。マスクの関係につきましては、議員御指摘のとおり、数社から頂いております。また、アルコールを利用しました高濃度アルコールや消毒液につきましても頂いております。先に頂いたものにつきましては保育園や医療機関等に配付済みでございます。町のほうでも予算化をしております、10万枚を超える数のストックを予定しているところでございます。約2万人の住民に幾らでもというわけにはいかないかもしれませんが、発生する想定数にもよると思いますので、一定の備蓄にはかなうのかなというふうに考えているところでございます。

○川口 憲男議員

学校とか保育園とかいろんなところに配付しているということでございます。

先般の新聞等の情報によりますと、薩摩川内市、日置市、阿久根市、こころが50万枚とか12万枚と10万枚とかこういうことを備蓄していくというような情報も来ております。我がさつま町もやっぱり議会としてもどれぐらい備蓄があるのかという心配はしておるんですけれども、今担当課長が説明をされましたけれども、そういうことで、この新型コロナウイルスに対する対

策、これに対しましては十分、備蓄等も含めてしていただきたいと思います。新型コロナウイルスに対しては、今後も町長の答弁にありましたように、今後も十分していくということですので、私のほうからも漏れがないようにしていただくように要請しておきます。

それから、1問目の災害に対する対策ですが、以前、同僚議員の中にも質問がありました。そこをちょっと確認いたしたいと思います。トイレの洋式化、エアコン、扇風機設置等の個別の対応をしていくということでしたけれども、これがどのように、この質問があったのは、たしか、平成28年の9月ですかね、その頃だったと思うんですけど、それから今日に至って、こういうような対応がどのようにされてきたのか、それによって、被害はなかった、被害といいますか、災害はなかったんですけども、地域が潤って、潤ってきたという言葉はおかしいですけど、地域の避難所がどのように確保されてきたのか、そこら辺を1点お伺いします。

○総務課長（崎野 裕二君）

中央防災会議が求めておりました良好な生活環境、避難所における良好な生活環境の整備というように、さつま町におきましては夏場の災害が多いということで、ストーブも含めてですけれども、大型扇風機やストーブなどを計画的に購入してきております。現在、6機ずつ、6台ずつストックがあるところでございます。

また、投光器付きの発電機、あるいは個別の発電機等につきましても、今年までの予算化の中でもう既に7機を準備ができています。ほかに消防等でも別に準備がなされる計画があるようでございますけれども、段階的にこういったことで整備が進められているところでございます。

○川口 憲男議員

順次、整備がなされているものとして理解していきたいと思います。

先般の平成18年災害のときの水害ですか、これを顧みますと、それから避難所の何といいいますか、避難所じゃなくして避難の仕方、氾濫危険水域、柏原橋では5メートル強、虎居橋では危険水位が7.6メートル、これはあくまでも国交省の発表で、虎居橋の下にはそれを段階的に表示してあるわけなんですけれども、例えば、こういう氾濫危険水域、あるいは7メートル60センチですか、こういうところは十分町民に知らされているのか。私もいつも水害、水害といいますか、雨が降ったときに鶴田ダムの放水量の早よ見やんして何ちゅうとですかね、早よ見やん、ちょっとすいません、早よ見やん川内川というリアルタイムの携帯で見られる情報、あるいは何ですか、タブレットで見れる情報、これを見て、鶴田ダムの情報、水量がどれぐらいかということで、今800立方メートルを流しておれば、川の水位がどれぐらいになると。先ほども、先般もちよとした話をする中で、分水路ができました。分水路を超えるのはどれだけ流れたときに超えるのかと。こういうような情報が町民に十分知れ渡っているのか。あるいはそういう今の国交省、あるいは気象庁、あるいは今の町のホームページ、こういうような情報網が町民にどれぐらい浸透しているとお考えなのか。どういうような方法を取っているのか、そこあたりの考え方はどうなんでしょうか。

○総務課長（崎野 裕二君）

今ちょうどお示しいたきました資料のとおり、川内川河川事務所のほうで、国土交通省のほうで早よ見やん川内川という、我が町にとりましては、この川内川流域にとりましては非常に有効な情報が提供いただいているところでございます。

さつま町におきましては、御指摘のとおり、宮之城橋が宮之城観測所のほうがこの町内のいろんなことを想定するための水位を設けられておりまして、まず、その情報でも仕入れられるわけですけれども、宮之城観測所の場合が氾濫注意水位5.2メートル、それから避難判断水位が

6.4メートル、氾濫危険水位が7.6メートルということですので、私たちはこの6.4メートルを超えて7.6メートルに達するまでの間には避難を呼びかけて避難が完了するということを想定しているわけでございます。

町民の皆さんにということまではどうかと思いますけれども、この流域にお住まいの方々については、こういった情報をお知らせ等でお知らせしているつもりでありますけれども、どこまで皆様の耳に届いているかというところまでは計り知れないところもありますけれども、こういったことで情報提供がなされているということでございます。

○川口 憲男議員

やっぱり、せっかくこういう、議会のほうでもタブレットの導入についていろんな研修とかいろいろしましたけれども、これから先にAIを活用した情報網というのは非常に大事じゃないかと思っております。皆さん、恐らく90%超になるぐらい端末というか、携帯持っていらっしゃると思うんですけど、これの扱い方をどういうふうにしていくかということによって、どこにおっても町の防災無線とかいろんなのを通じなくても、それを聞くことによって河川の水位とか、雨の量とかいろんなことが判ってくるような状況にあると思います。こういうことをやっぱりお知らせするというか、情報を町民に訴えるということは行政としてもすべきことじゃないかと私は感じておりますけれども、人それぞれですから、どういう判断を取られるか、私はそういうふうな方法を取ったほうがいいんじゃないですかということは要望しておきます。

先ほど町長の挨拶の中にもありましたが、5月31日の防災訓練で町長の挨拶もありました。地域の連携、相互扶助の必要性が述べられました。以前から私も、校区の公民館とか地域集落の運営について町長にも質問いたしておりましたが、今、人口減で非常に運営も厳しい状況にございます。

これから先、町長、やっぱり地域防災の充実、地域間の結いの心がこういう災害については非常に大事じゃないかと思っております。こうした防災意識の向上等、町長はいかに考えられるのか。

ある大きな町では、もう危機管理監を設置し、広く災害を町全体で取り組む方向性を示しているという市町村もございます。町はどうだったかしれんですけど、市はそういうことを取り組んでいるところがございます。そういったことを考えますと、こういう専門的な危機管理監というか、専門性のある方を設置し、防災情報をやはり自主防災、そういうところを確立していく点が必要だと考えますけれども、町長自ら、そこ辺りのところは、町長、どういうふう考えられますか。

○町長（日高 政勝君）

今非常にこの過去と違いまして、気象条件というのは大きく様変わりしてきております。雨の降り方、あるいは風の吹き方も大きく変わってきておりますので、この辺のやはり認識をいかに高めていくかというのが、防災のやはり第一の必要性を感じております。やはり、今まで川に浸からなかった山崩れもなかったと、そういう意識をずっと持ち続けてもらっては危険が伴うわけですから、その意識を全く変えていただく、このことから始めないといけないということで、この前の防災の呼びかけでも、そういうこともちょっと踏まえて放送したわけではありますが、やはり気象条件も温暖化の関係で本当大きく変わってきているということを考えて、いつ、どこで大きな災害が発生するか、身近で発生するか、そういう形をやっぱり持ってもらうんといかなんということがまず大事であるというふうに考えております。

したがいまして、私が就任した当時から、この災害の対応というのは、やはりこういう新型コロナウイルスもでしょうけど、やはり初動、初動もやはり迅速に、やっぱり対応していくこと

が何よりも大事、命を守るために、そういう意味では通常の行政事務もありますけれども、やはり非常時の場合、それにしっかりと迅速に対応することは何より大事かと思って、災害のいろんな危機管理意識をいかに高めていくかということで、役場の組織も、就任当時、危機管理監、危機管理室を設けるということでずっと、今も危機管理の役割は総務課の課長が、あるいは係もそういう設けておりますけれども、そういう体制で、いついかなるときもそれに対応できるようにということで、体制だけは進めておりますけれども、そういう意味で、ただ行政事務の兼務でありますのでなかなか難しいところもあるかというのは、専門的なところがないわけでありますので、ただ経験的にやっているというようなこともあろうかというような。

したがいまして、やはり議員が今御意見として申されましたとおり、市の段階におきましては、やはり危機管理監と、専門のやはり自衛隊のそういう防災にタッチをした専門家を配置している、OBの方とかそういう方を配置しているところが、今は増えつつあります。本町におきましても、自衛隊のほうからもそういうお願いというんですかね、そういうことも相談も受けておりますので、できましたら、このような災害の多い年を迎えておりますので、そういう方々を専門的に配置しながら迅速な対応をしていく。また、町民全体の危機管理をいかにやはり高めていくかということも非常に大事ではないかと思っているところであります。

これについては今関係の機関とも協議をいたしておりますので、時期を見て御提案をする機会も出てくるかと思っておりますので、その辺については、またよろしく御検討いただければありがたいと思っております。

○川口 憲男議員

今の危機意識、やっぱり町民がそういう意識をどういうふうに認知するか、あるいはこういうこと、どういうことでその必要性があるかということを知らせる仕事というのは行政にあるんじゃないかと思っております。

先般申し上げましたけれども、私が、平成18年のときに水害を受けて、まだ家が流れる以前のことでしたけれども、これは水の状態が異常ではないということで行政のほうにもいろいろ電話しました。この橋が渡れないから、通行止めのポールをもってきてくれと、何をしてくれと。行政のほうが言うた言葉は、「いや、私たちでも対応ができない。車で走ってこることができれば来てくいやん」と、こういうことでした。そして、そういうしているうちに、私の家でなくて、私がいる上流のところでもう家が浸かるから土のうを積んでくれということを要請しました。その時点で消防団のほうにも電話をしましたが、とても走ってこれるような状況じゃないということで、私は地域の方々に防災無線で、防災無線というのか、集落無線で放送をしまして、とにかく家にいらっしゃる方、みんな出てきてくれと、ここの家がこうだから対応をせんにやいかんということで来ていただいたんですけれど。そのときの土のうの状況は、とてもじゃないけど、土のうを積んで対応できるような状況じゃなかったです。ある程度、水が来んごちして土のうを積んだんですけれども、今度は自分たちがその家から私の家のほうに帰るちしたら、もう道路が冠水していて、できずに山を、この小山を越えて自分の家に帰るちゅうような状況の中で、非常に情報というのが全然なかったような状況です。

ちょっと余談になりましたけれども、先ほど申し上げましたように、この自主防災組織の充実というのは、やっぱり消防団もそこに必要ですけど、今現時的に消防団のほうも少ないです。少ないちゅうことはおかしいですけど、入り手が少なくて、うちの集落内でも対応できない状況になっていますけれども、そこになってきたときにはやっぱり知らせる自主防災の組織が充実することが一番じゃないかと思っております。

その自主防災の組織を充実させるためには、今、町の総務課長が危機管理監を兼ねていますけ

れども、絶えず、どういうところの、災害の場合はどういう対応をされたいいんですよとか、その専門的なものをもって研修をするというのはちょっと困難じゃないかと思っています。先ほど町長が検討はしておるということでしたけれども、そういう防災意識の持った方を採用といいますかね、町でも対応していきたいということがありましたけど、ぜひ、そういうところは必要じゃないかと私も思います。

例えば、土砂崩れ、何といいますかね、崩壊するときなんか普通の人では判らんですよね。どこの山がいけんして崩れてくるとかないかいという状況は見慣れない状況があると思うんです。そういうところをやっぱり専門的な感じでその現場を見られたりしたらそういうところが判ってくるんじゃないかと思いますので、その対策を今から考えられるということですから、ぜひ、そこ辺りは取り組んでいただきたいと思います。

そして、この6月の町報は自宅に届きましたけれども、町長、この中で、地震、洪水、土砂というので分かれてあるんですよ。洪水対策の中で、公民館避難所がバツマークになっているんですね。洪水やっで、なら今度はちょっと、1つの例でいえば、ちょっと悪いんですけども、鶴田の保健センターでいきますと、ここ洪水ではバツになっているんです。ダムが相当放流し、なにかいし雨が降って、鶴田保健センターに避難できませんよと。でも、できれば、ほんならどこに行くんですか。鶴田中央公民館ですか、鶴田の体育館ですかというのが3か所あるんですけども。ここあたりのところはやはり明確に確認して、こういうことすべきじゃないかと思っています。そのほかのところも土地に対してはバツのところがありますけど、こういうところを自主防災なり、その校区なり、消防団なりが十分把握しとかんと対応できないんじゃないかと思っています。

ぜひ、町長のほうはこういうおいていくということがありました。そのあとの質問でも申し上げましたけれども、この何ですか、高齢者とか災害避難弱者のところではふくし園とかいろんなところの5つの法人のところを福祉避難所として設けて、協定を結んでしているということもありましたけど、やっぱりこういう方々に対しても、そのところの場所が、ふくし園とかマモリエとか、もう名前申し上げましたけど、これ、実際これだけできるのかどうか、やっぱりそこになってきたときには私はその地域の力だと思わすけれども、そこ辺りのところでひとつなったときにはやっぱり、この地域防災の組織の確立がより大事になってくると思います。そこあたりを充実させるために、さらに努力されるような考え方を、町長、もう一回お示し願いたいと思うんですが。

○町長（日高 政勝君）

現在のこの防災の機関としましては、役場とか、あるいは消防団、あるいは警察といった組織がありますけれども、役場職員ももう行革でどんどん、100名ぐらいもう少なくしておりますし、これからもまた少なくするという方向にある中で、役場職員だけで全てを対応することはとても無理だというふうに考えております。

したがって、地域には非常にありがたい組織として消防団がございます。もうこういう方々の御協力、そしてまた、消防団のOBの災害支援隊、こういう22分団全てもう設置しておりますけれども、こういう方々の協力とか、あるいは各地域におきましては、先ほどからありますとおり自主防災組織、これが100%近く、小さいところはまだ設置をされておられませんけれども、ほとんどがもう設置をされておりますので、先般の防災訓練の際も自主的な取組をしていただいたと思っております。やはり、組織をするだけが安心だということはいわれないわけではありますが、あくまでもこれは、やはり実態に備えて訓練をしっかり行っていく、このことが一番大事なことでありますので、もうそういったことについては、それをやはり指導していく

防災士の育成、また非常にいっていますのは、例えば、地域に消防団のOBとかあれば、先ほど申し上げました、あるいは職員のOBとか、そういうあるいはあと御意思のある方々に防災士の資格を取っていただいて、できればこのもう同時災害の場合、職員がもう対応できないということになると避難所の運営についても難しくなるだろうと私は思っておりますので、できるだけ地域のことはよく判っている皆さん方の中で、さっき言ったような方々が防災士の資格を取って避難所運営もやっていく、これからはそういう姿になっていかないと、本当に難しくなるのかなと思っております。これだけ災害が多く発生をいたしますとね。ほいで、地域の皆さん方は実情をよく知っていらっしゃるし、人も知っていらっしゃる、いわゆる運営もしやすくなるんじゃないかと思っておりますので、そういう方々については、早めにやっぱり資格取得の呼びかけをして、町のほうでもしっかりとこの資格取得の必要な経費については町で見るというぐらいやっぱりやっていきたいと思っておりますのであります。

そしてまた、町全体の危機管理をしっかりと専門的にするためには、やはりそういった危機管理監というのを専門的な方を配置して安全安心を期しておくということが、非常に大事ではないかと思っておりますので、そのような方向で、今後、検討は進めていただきたいと思っております。

ご覧のとおり、さつま町は非常に災害の多いまちで、過去の経緯からいきまして、歴史からいきましても多い自治体と思います。川内川がおかげさまで、昭和47年4月6日、7月の二十二、三日やったですかね。それから平成18年の7月二十二、三日、17年は7月6日やったですかね、平成18年が二十二、三日ですけれども7月。そういったこと、あるいは平成9年の地震、いろいろ大きな災害を踏まえております。そういう中で、やはり大きな尊い命をあまり失わなかったということはありがたいことでありますし、皆さん方も非常に防災に対する意識というのは、そういう経験を踏まえていらいっしゃいますので、非常に高いと思っておりますが、これからはさらにまた、気象条件が大きく変わっている中でどうして自分の命を守っていくかということが非常に大事な時期を迎えておりますので、もう一緒になって、もうやはり乗り越えていく、大きな課題ではないかと思っております。

したがいまして、もういろんな組織を持って対応をしていく必要があるかというような、おかげさまでこれ川内川については、激特工事、あるいは鶴田ダムの再開発も無事完成をしまして、今、本当に水位が上がるような状況いうのはないわけではありますが、しかし、いついかなる、また大雨が降るかによってはまた危険な場面も予想されます。そしてまた、一方では、非常に山地災害、いわゆる土砂災害が非常にこれから心配をされます。

さつま町には、イエローゾーンという、いわゆる土砂災害の危険箇所が1,408か所、レッドゾーン最も危険な場所が1,309か所あります。これが一番、雨の降り方によってはもう心配を今はしているところでございます。

したがいまして、急傾斜とか、あるいは砂防とか、いろんな取組を国、県にお願いはしておりますけれども、なかなか一挙には進まないところがございます。そういうところについては、もう各家庭に防災マップをお配りしてありますけれども、自分の住んでいる地域がどんな所に置かれているのかというのを再確認していただきたいということもこの前も呼びかけをしました。やはり、自分の置かれている地域をしっかりと把握して、いち早くやはり逃げていただくということが一番大事なことでないかと思っておりますので、改めてそういった防災意識を高めるためのやはり啓発やいろんな研修会、年度初めに毎年、防災の研修会もやっております。今年は新型コロナウイルスのほうでできていなかったわけですが、公民館長さん、公民会長さん、全体の研修会の中では県の防災士の方を呼んで、そういう研修会もいたしました。本当にいかに意

識を高めていくかということが何より大事でありますので、これからもまた詰めていきたいと思うところであります。

○川口 憲男議員

町長の力強い言葉をいただきましたけれども、全くやはり組織、いろんなところを活用するというのを私ももういつも共鳴を受けております。ですから、それをいかにし活動に持っていくか。先ほど町長の言葉にありました初動が一番だということでしたけれども、何かにつけやっぱりおこったときにどうして動くかということが大事じゃないかと思っております。

幸いにしまして、川内川がダムの関係で放流の状況、あるいは整備が行われた状況で、安堵といえますか、ある程度の放流の状況でこれだけは大丈夫ということによそを回れるような状況になってきました。先ほどおっしゃった土砂崩れがあれとは、やっぱり私なんかが回っても、実際、二次災害に起こるような考えといえますか、二次災害を被るような心配があつて、どこがいけんということは、やはり専門的に関知していないと判らないところがあります。やっぱり先ほど出ましたように、いろんなところでやはり、防災マップもこの質問をする前から町が作り出した原子力の防災、それから地震災害、あるいはいろんな災害に対する防災マップをじっくり見てみたんですけれども、この土砂災害のところがどうしてもいけん状況でいけん起こるのかというようなことは、あれを見ても判らない状況がございます。

やっぱり先ほど町長の説明で言われましたように、やはりそういう組織のところで、自分の地域はどういうところが危ないか、どういうことをせんにやいかんか、あるいはどういう初期の避難をするべきか、こういうところはやっぱり随時されていかなきゃならないところだと思います。

ぜひ、梅雨の時期を迎えて、災害とかいろんなところが起こる可能性のある時期です。ぜひ、こういうところを含めて災害対策に取り組んでいただけたらと思います。これがまた、自主防災のところでもこの何ですか、高齢者家庭とか災害避難弱者のところも、十分、地域でできるようなところではないかなと考えられます。ぜひ、そういうところをもう一回、担当課でもいいし、把握されて、災害対策に取り組まれるように要請をしておきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午後 1 時 5 分とします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 05 分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、4 番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

本日、4 番目の質問者でございます。

早速質問に入りますが、最初に、新型コロナウイルスにかかわる経済対策について。

先月 28 日に政府が 5 月の月例経済報告で国内の景気総括判断について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあると公表し、個人消費や

生産、企業収益も厳しい状況で、当面この状況が続くとの判断をしています。町内においても、新型コロナウイルスに伴う外出規制や各種大会、イベント等の中止で町内の飲食業、宿泊業、観光業、そして、規制や中止に伴う関連の業者、休校に伴う給食関係の納入業者、保護者の休業、また、事業者の自粛や休業で商業はもとより、工業、農業まで本町の経済に与えている影響は大きいと思われます。このような状況の中、5月末時点の新聞報道によると、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業などが、従業員に支払う休業手当を国が助成する雇用調整助成金について、全国の労働局に40万件以上の相談が殺到する一方、申請は約7万4,000件、支給決定は約3万8,000件にとどまっているとのこと。中小企業専門のコンサルタントによりますと、申請できずに終わる事業者も相当出てくるのではないかとされており。また、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業などに最大200万円を支給する国の持続化給付金について、希望する人は多いが、オンライン申請が基本のため、手続の難しさや煩雑さを訴える声が多いとのこと。であります。

事業者向けの給付金や支援金、あるいは助成金、また無利子、無担保の融資など、国、県、町の支援制度はそれぞれあるわけですが、町内の対象となる事業者が制度を理解し、各相談窓口で申請手続ができているのか心配であります。

町は、このような各種申請の現状をどのくらい把握されているのか、お伺いいたします。

次に、薬物防止対策についてですが、皆さんも御覧になられたかと思いますが、先月9日の南日本新聞の社説に、大麻の若年層への広がりには歯止めがかからず、若年層の乱用を防ぐための対策が急務であるとの記事がありました。記事の内容は、警視庁によると、2019年の摘発者が6年連続で増えて4,321人となり、過去最多を更新、このうち、14歳から29歳は2,559人で、全体の59%を占めている、実数では高校生が109人、中学生が6人と低年齢化が著しいとのことで、鹿児島県の20代以下の摘発者は全体の43%だそうです。ちなみに、さつま警察署管内の薬物での検挙は、大麻取締法で2017年に1名、2018年に1名で、19年、20年はないそうです。また、覚せい剤取締法では、2017年に1名で、こちらは18年、19年、20年はないとのこと。であります。現在、さつま警察署では、薬物乱用防止教室を行っておられ、昨年は高校で1回、小学校で3回開催され、今年は小学校で2回開催されているようです。また、ほかでは、町内の保護司会、更生保護女性会の合同で、社会を明るくする運動キャンペーンや薬物乱用防止キャンペーン活動を通じ、薬物乱用の防止活動を行っております。事件がないとなかなか表に出てこない薬物所持や事件ですが、10代の若者による風邪薬など市販薬の大量摂取による乱用も増加しているとのことであります。町内においても、学校現場においても薬物防止の活動をされていると思いますが、現在の活動の状況についてお伺いいたします。

次に、空き家対策についてです。

町内の人口減少と高齢化に伴い、過疎化が進み、適切に管理されていない空き家も増えて、景観等に悪い影響を与えています。また、空き家が放置されることで火災の発生や少年非行などの場となり、治安面や生活環境における衛生面でも近隣に迷惑をかけております。空き家対策については、これまで私を含め何人かの議員の方が一般質問をしておりますが、解消されていないと思われます。本町も平成28年に空き家等の適正管理に関する条例を施行し、現在取組をされておりますが、本町の空き家の推移と現在実施されている制度や事業の成果をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

柏木議員から、新型コロナウイルスに係る経済対策について、ほか2項目についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、国の雇用調整助成金や県、町の助成金及び補助金の手続等は進んでいるかについてでございます。

雇用調整助成金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援し、働く方々の生活の安定を図るため、国としましては、数回にわたり制度の改正を行い、助成率の引き上げ、支給率のいわゆる上限額の引き上げを行ったり、あるいは緊急特例期間の延長、申請手続の簡素化などが行われたところでございます。件数につきましては、6月4日現在の全国の件数でございますが、申請件数が10万9,127件、うち支給決定の件数が5万4,291件となっております。申請件数に対する支給決定率は約半数の率、49.75％となっております。

本町企業の申請状況につきましては、このようなことで、企業が直接国のほうに申請の手続を行うというところになっておりますので、なかなか町としての把握というのは難しいところでございます。ふるさと振興課のほうで、毎月主に製造業を中心としました33社に新型コロナウイルスの関連の影響についてアンケート調査を行っておりますけれども、その中で雇用調整助成金の関係についてもお尋ねしておりますが、既に申請をしたというところが1社、これから申請を予定しているというところが3社ありまして、今のところは4社ということで把握はいたしております。

また、町といたしましても、今回の議会最終日に新型コロナウイルス感染症の関連経費としまして、幾つかの補正予算の計上をお願いすることにいたしておりますし、また、こういった新型コロナウイルスの事態が収束した段階での地域経済の対策をやはり考慮する必要があるだろうということで、こういったことを含めまして、現在補正予算の調整中でございます。詳しくは、まともしましたら23日に全員協議会がございまして、その中でお示しをしながら議員の皆様からまたいろいろと御意見等を頂戴した上で、最終日に御提案を申し上げていきたいと考えているところであります。

その中におきまして、企業の支払った休業手当に対しまして、雇用調整助成金というのがやはり、今もありますように、制度がありますけれども、企業の負担分というのも当然出てまいります。そういうことで、その部分の一部を町が助成できないかということの今検討を進めているところでございます。このほかの国が支援する持続化給付金、県が休業等の要請を行った事業所への協力金、こういった支給については、それぞれ国や県が直接事業者へ支給する制度でございます。御案内のとおり、国の持続化給付金につきましては、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、医療法人、農業法人など、会社以外の法人も幅広く対象になっておりますし、前年同月比で売り上げが50%以上減少していることが条件になっております。給付額は最大法人の場合で200万円、個人事業者では100万円という給付になっておるところでございます。また県の休業等の協力につきましては、県が休業等の協力の要請を行いましたけれども、それに協力していただいた中小企業に対しては20万円、個人事業主には10万円ということで、協力金が支払われるものでございます。

そして、町の単独支援策としまして行いました商工業を営む中小企業者の事業継続緊急支援事業、これについては、国の対象にならないところのカバーする意味で前年度より20%以上減少した事業者に対しまして、10万円を支給する事業でございます。この申請状況につきましては、6月5日の資料の段階であります。全体で237件、うち商工会員が194件、商工会員以外

の方が43件となっております。役場、商工会ともに内容確認の際に、50%以上の売り上げ減が見られた事業者に対しましては、国の持続化給付金の申請をされているかどうかということについても確認をしまして、内容の説明を行っているところでございます。このことについては、新聞広告にもありますように、近くでは薩摩川内市、出水市のそれぞれの商工会議所でも申請ができるように国のほうでも取り計らっているようでございます。

そのほかの資金繰りの関係で融資の制度も出ております。これについては、全国の中小企業、小規模事業者に資金繰りに対応するための政府系の金融機関だけでなく、民間の金融機関においても、鹿児島中小企業融資制度を活用した実質無利子、無担保の制度が始まっているところでございます。その際、市町村長による認定書の発行が必要でございますので、本町においては、5月29日時点においては、58件の事業者の申請がございました。業種としましては、飲食業12件、建設業12件、製造業12件、小売業9件が主なものでございます。

次に、2項目めの薬物乱用防止対策について、現在の状況でございますが、現在、青少年を中心に深刻な問題となっております大麻の乱用につきまして、インターネット等において、有害性がないなど、誤った情報が氾濫しておりまして、青少年の大麻乱用の拡大につながっている状況にあるのではないかと考えております。併せまして、先ほどありました風邪薬などの市販薬の乱用に当たる市販薬の目的外使用につきましても、深刻な問題と受け止めております。2014年までは、市販薬に依存する10代の若者は存在しなかったわけでありまして、現在では、薬物依存の中で、市販薬に依存している人が4割を占めるということで、最も高い割合になっていることは大変先行き懸念をされるところでございます。

本町といたしましては、御質問にありますとおり、さつまフェスタにおいて保護司会や更生保護女性会の方々が薬物乱用防止のリーフレットやポケットティッシュ等の配布をいたしまして、啓発活動を行っていただいているところでございます。

また、現在、小中学校における薬物乱用防止に係る教育活動においても行われているところでありますが、青少年による薬物乱用防止するためには、併せて高校生や家庭、地域社会に対しても、あらゆる薬物の乱用を未然防止するための広報啓発活動を行っていく必要があると思っております。

薩摩中央高校におきましては、昨年11月にさつま警察署による薬物乱用防止の講演が行われております。DVD鑑賞におきましては、生徒が薬物の怖さや危険性といったことなどについて学び、覚醒剤やヘロイン、MDMA、乾燥大麻やシンナーといった実際の薬物の標本も生徒たちが見て学ぶ機会であったと思っております。また、宮之城高等技術専門校におきましても、ここ数年、川薩保健所へ依頼をされまして、講話が行われているところでございます。

それから、3番目の空き家対策の関係についてでございます。議員御指摘のように、非常に過疎化の振興に伴いまして、空き家が年々増えてきている現状がございます。防災面、衛生面、そして景観という観点からいたしまして、大きな課題と言えるかと思っております。空き家対策につきましては、全国の過疎地域における共通の課題ともなっているところであります。平成26年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされました。本町では、空き家等の適正化に関する条例を平成28年度に制定をいたしまして、空き家の適正化について基本的な事項を定め、取組を進めているところであります。具体的には、規制による抑制策として、支援等による活用方策両面から取組を進めております。条例の制定、町の空き家等の対策計画の策定及び特措法に基づきます町空き家等対策協議会を設置いたしました。また、個別事案等に対する内部検討協議も開催をするなどしまして、管理不全な空き家等へ対応をする体制を進めてまいったところであります。支援面におきましては、空き家等において周囲に危険を及ぼす恐れがある空き

家の解体及び撤去に係る経費の一部を補助する町危険家屋解体撤去補助金、この制度や国の空き家対策総合支援事業というものを導入いたしまして、所有者の御理解をいただきながらこれまで231棟の危険家屋の解体撤去が行われてきたところであります。

そのほかの空き家の再利用に資するための町空き家情報バンク制度、平成23年度からスタートしておりますけども、これまでに登録家屋数というのが72棟、49件の再利用契約を行ってきております。さらに、空き家における家財処分等に関する空き家情報バンク利用促進事業、空き家のリフォーム事業等の支援事業ではこれまで24件の利用があったところであります。

税制面におきましては、老朽家屋等の所在地に係る固定資産税の減免措置、これについては、通常家がある場合の固定資産税は減免になっておりますけども、実際は住んでいないというような状況もありますので、ちょっと矛盾したところがありますが、いわゆる持ち家住宅がない時代に持ち家をつくろうということで、固定資産税まで安くしていた時代であります。それがずっと今でも残ってございましたけども、これを空き家になって、人が住んでいないのに減免になっているというようなことでちょっとおかしいんじゃないかということで、町のほうでは、解体をしたら固定資産税を逆に減免をしますよという形を取ってきております。そういうことで、今まで減免措置については平成29年度から導入いたしておりますけども、41件、43万9,800円の減免措置を行ったところであります。ただ今申し上げましたように、空き家の解体撤去だけではなくて、その有効活用、その活用を図るための対策支援、多くのこのメニューを準備いたしております、取組を進めてきておるところであります。やはりこの私有の財産でございますので、不用意に取り扱うということについては、財産権という面からも、侵害をすることはなかなか難しいということになりますので、あくまでもその管理につきましては所有者、または管理者が自らの責任において適切に管理をしていただくことを念頭に、さまざまな支援制度等を紹介しながら対応を行っているところでございます。

以上でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

柏木幸平議員の質問の2項目めに薬物乱用防止対策についての質問がありましたのでお答えをさせていただきます。

薬物乱用の低年齢化につきましては、教育委員会としましても重大な課題として捉えております。現在のところ、薬物に関する事故報告等はこれまでございませんが、改めてその対策を充実させていく必要があると考えております。

現在、町内の全ての学校で、薬物乱用防止教育、これを教育課程の中に位置付け教育活動を展開しております。教科指導では、小学校6年生の体育の保健領域のところで1時間扱い、中学校では3年生の保健体育で2時間実施しておりますが、今回の学習指導要領改訂に伴って、これまで3年生で学習していたことを2年生に繰り下げて実施をすると、学習するということになっております。

また、特別活動においては、薬物乱用防止教育を各学校年間一、二時間程度実施しております。学校薬剤師や警察署員等の外部講師の招聘、担任と養護教諭による指導等を実施して未然防止に努めているところであります。

具体的には、シンナーを初めとする薬物の名称や薬物が及ぼす影響、薬物を勧められたときの対応の仕方などについてリーフレットやDVD、模擬演習などを通して学習しています。さらに、各学校では、薬物乱用防止のほか、喫煙や飲酒に関する学習についても指導をしているというこ

とであります。

保護者への啓発活動としては、学校だよりや学級通信での薬物乱用防止の授業参観の案内や啓発リーフレットの配布、学校保健委員会や学級PTAで話題にしたりするなどのほか、諸作文やポスターコンクール等への出品を通して、児童、生徒の意識の高揚、啓発を図っております。また、職員研修を実施して、職員の理解を深めさせております。教育委員会といたしましては、学校に対して日常的な児童生徒の丁寧な観察や対話、交流、こういったものを通して、児童生徒の変化や課題を見逃さない体制の充実について指導するとともに、今後も保健福祉課を初め、警察と関係機関との連携を一層図りながら、地域全体で児童生徒を見守り、未然防止に努めてまいります。

以上です。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○柏木 幸平議員

まず、新型コロナウイルスに係る経済対策についてですが、さつま町は事業者支援制度の第1弾として、町内で商工業を営む中小事業者の2月から5月のうち、1か月の売上げが前年同月比で20%以上の減少をしたところを対象としたさつま町緊急助成金、また、第2弾として、花卉農家に特化した農産物生産振興対策事業費として、12農家が対象となりました。その中で、お茶農家については、ほとんど荒茶で販売されているところ、また、以前より6次産業化をされており、生産、加工、流通をされている方がいます。その6次産業をされている方で商工会員になっておられる方が流通先である物産館や販売先でお茶の商品が新型コロナウイルスの影響で売上げが減少しているのに今回の制度には対象外になっているようであります。

また、この状況がいつまで続くのかわかりませんが、今後においても、飲食業宿泊業の客の減少が続くとさらに畜産農家をはじめ、生産農家にも影響が広がり、町内全体の経済が悪化しそうです。引き続き事業者に平等に行き渡る政策や特化した政策が必要かと思いますが、第3弾として、どのような支援を考えておるのか、先ほどの答弁でもありましたが、町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

町の考え方ということもありますけども、1つは、国のほうで、やはり、先ほどの200万円、100万円と合わせた形で、農業関係については新しくこの新型コロナウイルスに関係をしまして、いろんな制度が出されてきております。1つは、高収益作物、次期作支援交付金というのがありますが、これは、やはり今年の2月から4月の間に野菜とか、果樹、お茶について、いわゆる出荷をした実績がある、あるいは廃棄をしなければならなかった、需要が伸びなかった、そういうことを対象にした事業が出てきておまして、これは、10アール当たり5万円、さつま町は中山間地域ですので、10アール当たり5万5,000円、そしてさらにいろんな取組をした場合、次期作において取組をする場合が、さらにまた10アール当たり、中山間の場合はこれにまた2万2,000円追加をしますよと、いわゆる10アール当たり、結局これは対象になれば7万7,000円ですから、かなり10アール当たりそれぐらいです。20アールあったらその倍とか。お茶の面積も相当ありますから、相当な金額になると思うんですけど、こういうものがありますので、できたらそっちのほうで活用していただきたいということで、対象農家には説明会をする予定にいたしております。

それで、町でこういういろんな対策を考えておりましたけども、こういう国の制度が新しくまた出てまいりますから、そちらのほうを活用してもらったほうがいいのかというふうに、内容説明を近くいたすようにしておるところであります。

このようなことで、せっかくこうして国のほうもいろいろいわゆる次期の作物の作るための支援を、交付金をやりますよということが出ておりますので、こういったことをうまく活用できるように、情報提供しながら、次の経営に生かしていただければありがたいと思っていますところであります。

○柏木 幸平議員

お茶農家については、今答弁があったように、国の政策等もあるということで、対象の農家に説明をするということですが、先ほど、飲食業や宿泊業の件にも触れたわけですが、こちらについては、対策としてはないものか、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

飲食業については、県の休業支援をしたら先ほど言ったとおり、県のほうも出るわけですね、対象になっておれば、休業してもらいたいということで。それで、20万円とか10万円とかありますし、そしてまた町のほうでも、いわゆるそういう方々も10万円ということでやっているわけですから、そういうことで活用していただければありがたいと思っていますところであります。

○柏木 幸平議員

ということは、第3弾としては対象にはないということで理解してよろしいわけですね。

国会は、本日より感染対策の長期化に備え、雇用維持や事業継続に向けて企業の負担軽減や金融支援の強化に重点を置いた新型コロナウイルスの感染拡大に関する2020年度第2次補正予算案の審議をスタートしているわけですが、まだ決定ではないんですが、予算が決定になるとすれば、2次補正の新たな家賃支援給付金や一次補正の増額により、町内の事業者のまた新たな申請が出てくると思われるわけですが、また別には、町民の中には、新型コロナウイルスの影響で失業したり、生活困窮になったり、またそういう関連のことで精神的に落ち込んだり、さまざまな悩みも出てきていると思われます。平成18年の水害のときに災害対策をされたように、今回も内容は違いますけど、1つの災害と捉えて町民にやさしい何らかのソフト対策も必要かと思うわけですが、町民の命と心の問題、そして、町内業者の事業存続ができる暮らしの問題に商工観光PR課を中心に、町の商工会や関係機関と連携し、先ほど町長の答弁では、別々な申請をということでありましたが、そういう国、県の事業を含めた各種申請の相談など、町独自の総合的な相談窓口を開設すべきと思いますが、町長はどのように考えられますか。

○町長（日高 政勝君）

今回は非常に幅広い産業の皆さん方に影響が出てきていると思っております。それで、いち早く本町でも対策本部会議を開いて、そしてまた、このいろんな交付金の出し方についてもプロジェクトチームを30名、横断的に組織をしながら対応してきております。既に国の10万円交付については、90、100%近いところまで交付が終わっておりますけども、ほかのいろんな中小企業の関係等々につきましても、啓発をしながら早くこの手続をしてもらっていただきたいということで、商工観光PR課、あるいは商工会と連携を取りながら、そういう対応をいたしております。

農業関係については、農政課のほうで対応いたしておりますので、よりやっぱりそちらのほうで専門的で迅速な対応ができるかと思っていますところであります。

あと、これから、先ほど申し上げましたとおり、いろんなまだ不足な点の分野もあるかと思っております。旅館、ホテル等も当然ありますので、そういったことも踏まえて、今、先ほど申し上げましたとおり、どういう形が一番効果的かということも今検討を進めながら、予算の調整をいたしておるところでございます。23日ですか、全員協議会がありますので、その中に最終日に提案をする各項目について、御説明申し上げ、いろいろとまた議員の皆さんから御意見をいた

だきながら、最終日に御提案申し上げていきたいと思っていますところであります。よろしくお願い申し上げます。

○柏木 幸平議員

今後の対策については、全員協議会で説明するというところでありますが、事業者向けの支援制度は、持続化給付金以外ほとんどの申請の締切日が6月30日となっております。もうあと3週間しかありませんが、先ほど町長の答弁でも三十何件のうち、申請まで含めて4件ということがありました。やはり、町内における高齢者や個人事業主の中にはインターネットに不慣れでオンライン申請ができない人が多いと思われます。新聞報道でも雇用調整基金をめぐり、政府は手続を一部簡素化したとはいえ、多数の書類提出が必要で、自力の申請は依然と困難な場合が多いということでもあります。また、社会保険労働士に支払う手数料が支給額を上回るなど、高額で申請を断念する事例が出ているとのことでもあります。これまで町財政の一端を支えてこられた事業主が今資金繰り面などで困っておられます。こういうときにこそさらに行政サービスが必要なときだと思っています。元の状況に戻るには、これからまだ時間がかかるとは思います。役場の退職者などを使って、この事業者の相談に乗り、各事業の申請なども、申請の手伝いをしたり、そういう救済をすべきだと思いますが、コロナウイルス関係の総合的な相談窓口の開設については、設置する考えはないということでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

窓口を一元化することもサービスの向上にはつながると思いますけども、やはり、先ほどありましたとおり、国のほうも薩摩川内市の商工会議所、それから出水市の商工会議所、ここで窓口を、2つもやって、そこでやってくださいということになっておるわけです。役場に相談がいらっしゃれば、当然いろんな手続については相談に乗りますし、商工観光PR課のほうで対応しているわけです。そしてまた、身近にはまた商工会員であれば、商工会の窓口もちゃんと開放して、対応していただいておりますので、そういうところも活用していただければありがたいんですけど、これは、そこまで足を運ばれないといえますか電話も何件かはあるようですけども、もうちょっと、せっかくこうして制度を活用して、経営の改善とか、そういう後々の持続化にそれこそつないでいただければありがたいと思うんですけども、これだけ広報も徹底をしますし、文書もシリーズでカラーでわかりやすく、何回も出しておりますので、そこはやっぱり受け止め方としてはしっかりと、遠慮なく申し出ていただければ、親切に対応はしておりますので、またいろんな機会にまた呼びかけはしていきたいと思っています。

予定したとおり、この件数が上がってくれば、何で上がってこんのかなということが私どももちょっと不思議に思っているぐらいであります。

○柏木 幸平議員

やはり、各事業者においても、そういう手続等に関しての面倒さなのか、それとも申請の対象になっているのかいないのか、そこあたりからのまだ判断というか、知り得ていらっしゃるのじゃないのかなという思いもあります。ですから、やはり再度期限も迫られているのもありますので、商工会と協力をしながら、最後の周知の確認、全般的な広報の仕方じゃなくて、個人宛てのそういう国、県、町の支援策がありますから、ぜひ利用して事業継続につなげてほしいというような情報も与えるべきと思うんですが、その点についてはどのように思われますか。

○町長（日高 政勝君）

あらゆる手を尽くして広報には努めておるところで、雇用調整交付金については、鹿児島労働基準局、そちらのほうは窓口ですから、そういうところも各企業さんのほうやいろいろな情報はお渡しをしておりますけれども、あと、どういう手段があるのか、やっぱり商工会員であれば商

工会の組織があるわけですから、そちらのほうの情報伝達やいろんなやり方があるかと思います。私どもは、全世帯に対して、数回ずっと毎週のごとく必要な情報は流しているわけなんです。あとは、どうやるかということなんですけども、広報でもやりますけども、本当、せっかくの、さっきから申し上げますとおりいろんな制度を出しております。ただ、手続上、国が非常にややこしい書類を出さなきゃいかんとか、手続が面倒だとか、オンラインでなっているとか、そういうところは本当、話は聞いております。ただ、国の税金を使つての、税金って、そのまま借金でありますけども、やがてはまた税金で返さなきゃいかんという原資でありますから、そういうのである程度の公平性というか、そういう基準に照らさざるを得ないのかなと思ってはいるところでございます。とにかく、対象者の皆さん方がうまく活用していただく、そういうことはこれからも続けてやっていきたいと思っております。

○柏木 幸平議員

できるだけ周知と、事業者の利用が図れるように、期限いっぱい、何らかの対策で集中して、ぜひ、そういう制度を事業者が利用していただくように行政としての広報活動もぜひ、これまで以上に進めていただくように要請して、次の薬物防止対策について伺います。

先ほど答弁をいただけたわけですが、昨年の10、11月に警視庁が単純所持容疑で摘発した631人分のデータを調べたところ、大麻を初めて使った年齢は20代以下が8割超を占めたそうで、実際には大麻を使うと記憶力や集中力に影響があるだけでなく、情緒不安定や幻覚、妄想の原因になるとされているのに、大麻の危険性については、8割近くが全くない、あまりないと、大麻の危険性に対する若い世代の認識が著しく甘いことがわかるそうです。また、日本教育新聞の掲載だったのですが、昨年の9月から10月に薬物関連精神障害患者として受診したうち、10代が使っていた薬物は、市販薬、主に鎮咳薬、せき止めとか感冒薬、鎮痛剤、睡眠薬などが先ほど教育長の回答でもありましたとおり、4割ということでありましたが、41.2%、大麻が20.6%、覚醒剤が14.7%となって、正しいこの薬の使い方を学ぶことも大切なことでもあります。このように、若い世代の罪悪感が乏しいため、教育現場においても引き続き健康教育の一環として、関係機関との連携を保ち、薬物乱用の防止に努めていただきたいんですが、先ほどもそういう中で触れられましたが、今後の計画について、改めてまた伺いたいします。

○教育長（原園 修二君）

今御指摘ありましたように、薬物乱用は20代未満、こういう若者、若年層が多いようですが、厚生労働省が行った大麻に関する意識調査等によりますと、大麻と喫煙との関係で見ると、若年層における喫煙経験者、たばこ吸った者は、たばこを吸った経験のない人と比べると、大麻乱用防止に対する規範意識、危険性に対する意識というものが低いという結果が出ています。この結果からすると、若年層の大麻を初めとする薬物乱用防止教育の始めとして、まず喫煙させないという、こういう指導が非常に効果的であるというふうに考えております。こうしたことから、薬物乱用防止教育と喫煙教育をセットにして捉えて実践していくということが非常に中高生に大事なことじゃないかなというふうに思っております。

具体的には、先ほども言いました町内全ての学校で実施している薬物乱用防止教育、これをきちんと行っていくということに尽きるというふうに思います。特に、専門家の学校医や学校薬剤師、それから保健師、行政関係の専門家の指導が有効であるというふうに考えております。こうした専門家を招聘しての薬物乱用防止教育の中で、議員が先ほど御指摘ありましたけども、風邪薬やせき止めの薬の危険性についても指導がなされております。さらにこれを進めていただくようにまずお願いしていこうというふうに思っています。薬物は健康を損ねるだけではなく、犯罪に巻き込まれるという恐れもあります。学校教育はもちろんであります。家庭や地域、行政、

警察など、さまざまな組織、機関、団体が連携をしながら、大人の責任として、子供たちを薬物に近づけない、そういう覚悟をもって見守っていくということが大切であるというふうに思っております。

○柏木 幸平議員

教育長の覚悟を持って取り組んでいくということですので、それに期待をいたしております。

続きまして、空き家対策についてですが、平成27年5月に全面施行された国の空き家解消に向けた空き家対策措置法ができ、倒壊の恐れがあり、周囲に危険を及ぼす特定空き家などは市町村に権限を与えられたわけですが、町内にはそのような特定空き家と言われる空き家が何軒ぐらいあるのか、また、これまで何戸行政代執行されたのかお尋ねいたします。

○建設課長（野田真一郎君）

これまで本町におきまして、特定空き家に認定した建物はございません。また、行政代執行につきましても、これまで家屋の解体等を行った実績もございません。

○柏木 幸平議員

特定空き家になったのは町内にないということで、これは調査をされた中で、町内の住民からの要望というか、近隣にそういう住宅があるとか、そういう通報もなかったから、そのようなゼロということであるわけですか。それとも職員というか、町のほうでそういう調査をされて、ゼロということだったのか、お伺いいたします。

○建設課長（野田真一郎君）

町民からのそういう近隣の空き家等についての苦情とか、そういう件数は確かに上がってきておりますが、特定空き家につきましては、住宅の不良度の判定基準というものがございまして、この基準が210点満点で、このような基準を設けまして、それよりも基準が高い場合に認定されます。また、同じくそれに基づきまして、地域の方々からのそういう申出もですが、町のほうに申出があった分について調査、また指導、そういうものを行いまして、どうしても理解していただけない場合は特定空き家に認定して、その後行政代執行になっていくというような形になりますので、その前に御理解いただいたところについては、解体等が進んでいるということになります。

以上です。

○柏木 幸平議員

特定空き家については、私もちょっと勉強不足でありました。そういうことで、今の説明でわかったような気がいたします。今後の空き家対策についてですが、現在、工場などの就労者不足で、外国人労働者が増えておりますが、本町においては、個人所有などの空き家を借りてリフォームをして、外国人労働者の社宅やシェアハウスとして使っておられる企業もあるようです。現在、町内には420名ぐらいの外国人在住され、375人ぐらいが労働者と聞いておりますが、企業では住宅の確保が困難しているとのことでもあります。外国人に限らず、遠距離通勤者の定住促進としても、行政で空き家を契約してリフォームをし、そして企業に活用していただく方法もあるようです。また、企業向けの空き家リフォーム対策として、現在あるリフォームとは別枠でその事業を設置する考えもできると思うのですが、この辺に町の介入で空き家の活用方法ができないものか、町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

ただいまの外国人労働者の住宅の確保の件でありますけども、現在は町内にも約400名外国人労働者の方がいらっしゃるわけでありまして、やはりほとんどが技能実習生の方だと思っ

ております。空き家はシェアハウスのように活用をしておっしゃられているところもあるかと思っております。主に空き家の所有者と技能実習生が働く企業の間で、賃貸契約を締結して、寮みたいな感じで使用されているのではないかと考えているところです。町といたしましては、現在ふるさと振興課で空き家情報バンクの事業を展開しておりますけれども、空き家の登録、あるいは有効活用ができそうな空き家の調査を行ってはいるところでございますが、現在、空き家情報バンクへの登録してある物件の中で、まだ契約の至っていない物件というのが12件ほどございます。その全てが売買を希望される物件でありまして、賃貸希望の物件というのがないというところでございます。町の中心部、あるいは技能実習生の方が多く働く地域においては、先行して実施をしまして、所有者の方へ空き家情報バンクへの登録をお願いしているところではございますけれども、なかなか結果に結びついていないというのが現状でございます。

また、議員の御指摘のように、平成27年度の総務常任委員会の所管事務調査におきましても、大分県の豊後高田市のほうが行政で空き家を複数年借り上げて、自治体がリフォームをしてから移住者へ貸し出すという方法も、報告もなされたところでございます。また、別の自治体におきましても、空き家情報バンクに登録された物件の中で、居住条件がよい物件を対象に複数年間借り上げて、契約期間満了時にはそのままの状態でお返しをしているようでございます。

企業向けの空き家のリフォームの件でございますが、やはり購入者がこのリフォームを実施していただいて、その費用に対して町のほうが助成をするという制度になってきておりますので、企業さんのほうで何かそういう空き家をうまく活用して、従業員の方のそういう住家として利用していただくということであれば、このリフォームの活用していただければありがたいと考えているところでございます。とにかく、こういう外国人労働者の場合、シェアハウスのように捉える場合と、やっぱり個人の住宅でないといかんとというようないろんな事情もあるようでございます。あまり空き家が点在していると今度は通勤の関係とか、いろいろありますので、以前御意見にもありましたとおり、やはり学校跡地の再活用という点では、非常に1か所から送迎ができますから、その辺では非常に利便性がいいのかなという感じはいたしているところでございます。今後、いろんな方法も模索をしながら、より適切な方向でまた検討はしていきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

残り1分となりましたけど。

○柏木 幸平議員

町長の説明は念がいつているようです。もう時間がありませんから、最後の締めになりますが、この新型コロナウイルスの関係で、今後都会で暮らすより地方に帰って暮らしたいという方も出ているようでありますので、これも含めてまた学校跡地、学校の校舎の利用など含めた感じで、先ほど町長が言われたとおり、また、そういう活用もいただきながら進めてほしいと要請いたしまして、質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、柏木幸平議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は全部終了しました。

あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後2時05分

令和2年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

令和2年6月9日

令和2年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和2年6月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
4番	柏 木 幸 平 議員	5番	米 丸 文 武 議員
6番	田 野 光 彦 議員	7番	舟 倉 武 則 議員
8番	岩 元 涼 一 議員	9番	朝 倉 満 男 議員
10番	岸 良 光 廣 議員	11番	新 改 幸 一 議員
12番	宮之脇 尚 美 議員	13番	川 口 憲 男 議員
14番	森 山 大 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

3番 三 浦 広 幸 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課 長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	松 山 和 久 君	町民環境課 長	下 田 良 二 君
保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君	高齢者支援課 長	有 村 哲 君
農 政 課 長	四 位 良 和 君	担い手育成支援室 長	田 島 浩 喜 君
商工観光PR課 長	市 來 浩 二 君	ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	学校教育課 長	界 敏 則 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 38 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 2 議案第 39 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 3 議案第 40 号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 41 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第 42 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 議案第 43 号 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 44 号 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 45 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	38	さつま町税条例等の一部改正について
	39	さつま町手数料徴収条例の一部改正について
	40	さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
	41	さつま町介護保険条例の一部改正について
	42	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 15款 国庫支出金 16款 県支出金（関係分） 18款 寄附金 20款 繰越金 21款 諸収入 22款 町債 歳 出 2款 総務費 4款 衛生費 9款 消防費 第3条 地方債の補正
	43	令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	44	令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
文教経済 (第2委員会室)	42	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 16款 県支出金（関係分） 歳 出 6款 農林水産業費 7款 商工費 10款 教育費 11款 災害復旧費 第2条 繰越明許費
	45	令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。

ただいまから、令和2年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

3番、三浦広幸議員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

これから、6月4日に提案がありました議案第38号から議案第45号までの議案8件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第2「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第3「議案第40号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第1「議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について」から日程第4「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、配付してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

一般会計のほうですが、この予算の説明資料のほうで、11ページのほうにそれぞれ旅費の不足分の計上をしてあるようであります。

これは理由を書いておりますけれども、当然まだ4月、5月の分の旅費であったかと思うんですが、今後不足が見込まれるということで、通常は、一応は上半期なら上半期、財源不足が生じる場合はそういうことで、これまではそういう計上の仕方というのがあったかと思うんですが、こういう早い時期に旅費をこのように補正されるという理由をお伺いしたいと思います。

○総務課長（崎野 裕二君）

今回の理由の関係についてでございますけど、費用弁償ということで、会計年度任用職員の通勤手当に当たる分でございます。

初めて計上といいますか、去年まではもう一律、日額100円、上限を2,000円と決めてしておりました。

誰がどこに配属されるか分からないという中での計上だったわけですが、今の時期にしなければ不足は生じる部分があったということで、もう一括して、今回、調整させていただいたところでございます。

○宮之脇尚美議員

それだと思うんですけども、その当初の見込みがどうだったんですか。いわゆる不足を生じたというのは気がつかずに生じたのか、それとも査定の段階でこのような形になったのか、そこら辺はどうだったんですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

当初予算の算定の段階では、平均的な金額で計上しておりました。

採用に当たりましては御案内のとおり、公募しましての採用ということになりましたので、誰がどこの方が採用になるかが分からないということもありましたので、当初予算の段階では、不明確な条件であったということでございます。

○宮之脇尚美議員

理由は判りますが、こういう予算の計上の仕方、当然、算定の段階とかあれば財源がいわゆる確保がなかなか難しい部分というのはあるかと思うんですけども、こういうのを6月補正で上げるというのはあまり適正ではないんじゃないかというふうに考えられるところです。

9月もしくは12月で上げるのは判りますが、やはりそこら辺については十分、今後、予算編成の段階では留意されるように、これは強く要請いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

所管が違いますので、農政課長のほうにお伺いいたしますが、説明資料の8ページの上の上段のほう、家畜防疫対策事業の関係なんですけど、北さつま牛白血病対策事業ということで、64万7,000円の支出が計上してございますけれども、私も家畜市場のせりに行ったたんに畜産農家の皆さん方が白血病の対策といいますか、苦慮されている話を度々聞いてまいりました。

大変、この人間のコロナもなんですけど、この対策に対するこの運営委員会に対する64万7,000円なんですけど、こういう協議会をつくって、この委員会をつくって、この白血病対策にどういうふうな話し合いをされていくのかというのが1点と、現在のこういう今のさつま町管内での、この白血病の発生状況、どういう形の発生状況があるのかというのが1点、それともう1点は、この64万7,000円、これは和牛肥育農家、薩摩川内市、伊佐市、さつま町、それぞれの負担があるようでございますが、この負担割合の計算はどんなふうな計算方法で、この64万7,000円になっているのか、このあたりをお示しいただきたいと思います。

○農政課長（四位 良和君）

議員のほうから3点ほど質問があったかと思いますが、この見舞金等を支援するためのこの協議会の立ち上げについてはどうなるのかということでありますが、これにつきましては、JAを中心とした協議会を立ち上げるわけですが、それぞれ農家負担500円、1頭当たり、これは売却頭数に対する負担であります、JA負担300円、それから、市町村がそれぞれござ

いますので、関連行政自治体に1頭当たり300円ということで積立を行って、その中から見舞金として補償をしていくという形の協議会であります。

適用範囲としましては、せり市終了後、30月以内にこのコロナウイルス関連によって死亡して、売却出来ずに肉とならなかったものに対しての見舞金という形で処理をしていくということになっております。

それから、本町の発生状況を2点目に御質問されたかと思いますが、これにつきましては、本町ではデータを取っている中では、平成30年度、JA北さつまで6頭、それから、令和元年度で8頭ということで、この際は、これまで基準額が定額の部分で限度額を定めてお支払いをしているようであります。

それから、3点目の64万7,000円の負担割合の根拠についてはということにつきましては、先程申し上げましたように、それぞれの自治体と行政と、それから経済連が60万円までを限度として20%、これは全県下一円だそうですけれども、御負担をするという形に決まっているようであります。

○新改 幸一議員

牛の関係についてのこの防疫体制の要望を含めたこういう流れというのは、大変大事だと思っております。

いろんな国の政策、対策なり、県なり、町なり、素早くこうして協議会やら立ち上げてされるわけでございますが、豚とか鶏とか、特にこの鶏なんかは鳥インフルエンザの関係、本当にブロイラーの皆さん方も時期に来れば、精神的にまいっていらっしゃるようでございますけれども、こういう牛、豚についても何かこういう牛同様な一つの法定伝染病みたいなものが出た場合には、こういうやっぱり対策というのも考えていらっしゃるものなのでしょうか。

○農政課長（四位 良和君）

ただいまの御質問は、牛については分かったが、本町には豚、鶏を飼育されている農家もあるので、そういったところに対する防疫のこういったような協議会を立ち上げた基金はないのかという御質問かと思いますが、これにつきましては、商社系の系列の養豚農家であったり、鶏卵の農家が多い関係で、そういったその商社系のほうで防疫ケアしていただいております、町としましては、毎年その時期になったときに、石灰等の配布等で注意喚起と防疫体制の強化の呼びかけをしているという形で、町が持っている基金という形では、現在のところはないところであります。

御指摘のように、一旦、例えば鳥インフルエンザが入りますと大変な被害を被りますので、時期等になったときには時節を得ながら、農家指導というのはやっておりますが、御指摘の基金というものについては、現在、創設はされていないところであります。

○新改 幸一議員

おおむね理解をいたします。

特に、この豚、ブロイラー関係、今、説明があった流れのことで来ているわけでございますが、県内のこういう畜産農家、牛、豚、鶏を含めて、牛の関係は全国的、県含めていろんな対策はあるということで申し上げましたが、特に豚、鶏関係については、県下の市町村での取組が違ふと思うんです。

やっぱりそこらあたりも調査をしながら、もし発生した場合には、どういう形を取るのかという一つの予防的な対策というのでも執行部としては研究をしていただいて、もし発生した場合には、よその市町村には劣らないような一つの対策というのでも考えておかななくてはならないのかなと思いますので、そこら当たりもぜひ検討するように要請をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○岩元 涼一議員

6款1項9目担い手育成費のこの先進地タイプと中心経営体事業ですが、先進地タイプと地域タイプ、この違いといいますか、それについてお知らせください。

○担い手育成支援室長（田島 浩喜君）

お答えいたします。

先進地タイプと地域タイプに中心的経営体等の施設整備事業は分かれておりますが、いずれも人・農地プランに位置付けられた認定農業者等が対象となるもので、先進地タイプについては、より高い目標を持って農業経営体の主体性を発揮する取組が対象となります。

地域タイプにつきましては、農地中間管理事業等で賃貸借権の設定を受けた経営体や新たな技術を活用し、農業機械等を導入する経営体が対象となるものであります。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号については、配付してあります議案付託表のとおり分割して、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第6「議案第43号 令和2年度さつま町国民健康
保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第7「議
案第44号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）」、日程第8「議案第45号 令和
2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第6「議案第43号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から日程第8「議案第45号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これからただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から6月11日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月24日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。
本日はこれで散会します。

散会時刻 午前9時46分

令和2年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

令和2年6月24日

令和2年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和2年6月24日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 上 圀 一 行 議員	2番 上久保 澄 雄 議員
3番 三 浦 広 幸 議員	4番 柏 木 幸 平 議員
5番 米 丸 文 武 議員	6番 田 野 光 彦 議員
7番 舟 倉 武 則 議員	8番 岩 元 涼 一 議員
9番 朝 倉 満 男 議員	10番 岸 良 光 廣 議員
11番 新 改 幸 一 議員	12番 宮之脇 尚 美 議員
13番 川 口 憲 男 議員	14番 森 山 大 議員
15番 新 改 秀 作 議員	16番 平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	副 町 長 上 野 俊 市 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 崎 野 裕 二 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 原 田 剛 志 君
税 務 課 長 松 山 和 久 君	町民環境課長 下 田 良 二 君
保健福祉課長 佐 藤 秀 樹 君	高齢者支援課長 有 村 哲 君
農 政 課 長 四 位 良 和 君	担い手育成支援室長 田 島 浩 喜 君
商工観光PR課長 市 來 浩 二 君	ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君
水 道 課 長 三 角 芳 文 君	教育総務課長 中 間 博 巳 君
社会教育課長 三 腰 善 行 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 38 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 2 議案第 39 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 3 議案第 40 号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 41 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第 42 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 議案第 43 号 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 44 号 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 45 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 56 号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 57 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 11 陳情第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
- 第 12 陳情第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第 13 発委第 2 号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第 14 発委第 3 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 第 15 報告第 4 号 令和元年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 16 報告第 5 号 令和 2 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 17 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和2年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第2「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第3「議案第40号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第5「議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第6「議案第43号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第7「議案第44号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第45号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について」から日程第8「議案第45号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案8件を一括して議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（上久保澄雄議員）

それでは、総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について」、「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第40号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、「議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分、「議案第43号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第44号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、以上の議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。

今回の改正は、地方税法等の一部改正及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、国民健康保険税の減免世帯についてたどしましたところ、主たる生計維持者が、

新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な傷病を負った世帯は、全額減免されるほか、一定期間の収入額を年間収入に換算し、前年の収入と比較して30%以上の減少があるなどの条件を満たした場合に、前年の合計所得金額により区分された割合により減免されるとのことであります。

次は、「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、マイナンバーカードの申請手続等に必要な通知カードの再交付を廃止するもので、これによりマイナンバーカードへの移行を早期に促していくものであり、上位法の一部改正に伴うものであります。

質疑の中で、通知カードを紛失した場合の各種手続関係についてただしましたところ、マイナンバーが記載された住民票及び運転免許証などの本人確認書類を提出することで対応できるとのことです。

次は、「議案第40号 さつま町国民健康保険条例及びさつま町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、被保険者のうち新型コロナウイルスに感染した被用者又は発熱等の症状があり感染が疑われる被用者に対し、傷病手当金を支給するものであります。

質疑の中で、事業主から休業手当等を支給された場合も、別途傷病手当金が支給されるのかただしましたところ、支給対象の要件を満たし、支給された休業手当等が傷病手当金の支給額に不足する場合は、その不足額を支給するとのこととあります。

次は、「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等に、第1号被保険者保険料の減免を行うものであります。

質疑の中で、収入減少の理由が新型コロナウイルス感染症かどうか判断できない場合も減免対象となるのかただしましたところ、感染症の影響でないことが明らかである場合を除き対象とするとのこととあります。

次は、「議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」の関係分についてであります。

まず、歳出の2款1項8目、地域振興費の地域振興推進事業費について、1,700万円が計上されております。これは、佐志区公民館の備品整備及び五日町公民会の公民館建設費用に対し補助を行うものであります。

質疑の中で、五日町公民会の公民館建設費用に関する地元の合意形成についてただしましたところ、平成29年から公民会内に建設検討委員会を設置し、具体的には建設委員会において検討が進められ、合意形成が図られてきたとのこととあります。なお、建設予定地については、同地域内の公民会が所有している土地と町有地を等価交換する予定とのこととあります。

また、備品整備における助成事業の申請状況等についてただしましたところ、本年度は2つの区公民館から申請があり、佐志区公民館が事業決定された。補助率が100%であり非常に有利な補助事業であるが、事業規模が100万円以上であるため、複数の公民会分を区公民館の事業として申請することも推奨しているとのこととあります。

次に、2款4項3目県知事選挙の選挙事務費について、15万1,000円が計上されております。これは、新型コロナウイルス感染症対策により、当日投票所の混雑を避けるため、2か所の期日前投票所の開設期間を延長するとともに、新規で1か所を臨時開設するもので、これにより合計4か所の期日前投票所を開設するものであります。

質疑の中で、期日前投票所のある地区だけの混雑解消とならないかただしましたところ、当日

投票所とは違い、どの地区からでも期日前投票ができるため、全町的な混雑が緩和される見込みであるとのことであります。

また、その他の新型コロナウイルス感染症対策についてたまたましたところ、消毒液の配備、投票所内への入場制限、記載場所の間隔を空けるなど、適切な措置を講じたいとのことであります。

次に、9款1項3目消防施設費の非常備消防施設費について、546万7,000円が計上されております。これは、切創防止用保護衣、発電機及び投光器を購入するとのことであります。

質疑の中で、購入した各備品の配備はどのようにするのかたまたましたところ、切創防止用保護衣47着は、チェーンソー使用時の保護衣であるため、チェーンソーを各分団の車両ごとに2台、団本部に1台配備しており、チェーンソー1台につき1着の配備としたい。発電機及び投光器は各20台配備予定であり、昨年度に車両を整備した中央分団と鶴田分団、本年度に整備予定の神子分団以外の各分団に配備予定であるとのことであります。

なお、歳入についてであります。今回の補正予算に際し、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、繰越金1,680万5,000円が計上されております。

次は、「議案第43号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出では、被保険者のうち新型コロナウイルスに感染又は感染が疑われる被用者に対する傷病手当金として、100万円が計上されております。

次は、「議案第44号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出では、令和元年度介護給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金から概算払いされた第2号被保険者分の負担金を返還するもので、294万8,000円が計上されております。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○文教経済常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。それでは、文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分及び「議案第45号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、以上の議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

「議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分であります。

まず、6款1項農業費の関係であります。5目農産園芸振興費には、農業経営に多大な影響を及ぼしている降灰の除去等のための農業用資機材の導入により、被害農家の経営安定を図ること

を目的として、活動火山周辺地域防災営農対策事業費 351 万 5,000 円が計上されています。茶農家が摘採前洗浄機 1 台を導入するものであります。

質疑の中で、これまで茶農家の経営安定を図ってきたが、機械導入のメリットとこれまでの成果についてたどりましたところ、茶葉に火山灰が付着すると価格が低下するため、これを洗浄して販売することで高値での取引となる。また、さつま町は県内でも有数の産地であり、高級茶葉ということで、他の地域と比較しても平均価格で約 2 割以上の高値で取引されているとのことでもあります。

次に、9 目担い手育成費には、人・農地プランに位置付けされた認定農業者等が対象となる中心経営体等施設整備事業費 2,371 万 8,000 円が計上されています。この事業は、2 つのタイプに分かれており、1 つ目は先進地タイプで、より高い目標を持って、農業経営体の主体性を発揮する取組が対象となり、2 つ目は地域タイプで、農地中間管理事業で、賃借権の設定を受けた経営体や新たな技術を活用した農業機械を導入する経営体が対象になるとの説明であります。

質疑の中で、事業の採択基準についてたどりましたところ、年度により要件が異なるが、本年度は事業対象の新規就農者については、特に就農後 5 年以内の認定農業者等に限るとのことでもあります。

次に、7 款 1 項商工費の関係であります。1 目商工総務費には、消費者行政活性化事業の県補助金交付決定に伴う予算の組替えと、消費生活相談員 1 名の人件費や需用費 43 万 6,000 円が計上されています。

質疑の中で、昨年は、後継者を育成する目的で採用された方が年度途中で退職されたが、今後も後継者育成の構想はあるのかたどりましたところ、現在 1 名の再任用職員に、現在の相談員と一緒に相談業務に従事していただいている。これから経験を積み、将来的には資格を取得し、相談員として従事してもらおうと考えているとのことでもあります。

次に、10 款 4 項幼稚園費の関係であります。1 目幼稚園費には、鶴田幼稚園の園児増加による特別支援教育支援員 1 名の配置及び給食費の一部助成 86 万 3,000 円が計上されています。

質疑の中で、現状として特別支援が必要な子供が増加しているのかたどりましたところ、以前は特殊性のある子供を対象としていたが、現在は落ち着きのない子や無駄話をしている子など、様々な特性のある子供に支援が必要ではないかということで、教育の考え方も変わってきている。本町のみならず、全国的にそのような子供に学習支援の必要があるという認識が深まってきていることから、年々増加傾向にあるとのことでもあります。

次は、「議案第 45 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてであります。

今回の補正内容は、会計年度任用職員として採用した、水道施設管理人の通勤に係る費用弁償の増額分等に伴い、収益的支出に 28 万 7,000 円を追加し、収益的支出の総額を 4 億 1,631 万 4,000 円とするものです。

水道施設管理人の募集をしたところ、定員 8 名に対し、町外居住者 3 名を含む 9 名の応募があり、書類審査と面接の結果、町内居住者 5 名、町外居住者 3 名を採用した。このため、町外からの通勤者を含め通勤距離の長い方が多くなったことから、費用弁償に不足が生じることによるものであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順に討論、採決を行います。まず、議案第38号から議案第41号までの議案4件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について」から「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」までの議案4件について、一括して採決します。

議案第38号から議案第41号までの議案4件に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第38号 さつま町税条例等の一部改正について」から「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」までの議案4件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について採決します。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第42号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第43号から議案第45号までの議案3件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第43号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第45号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件について、一括して採決します。

議案第43号から議案第45号までの議案3件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第43号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第45号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第9「議案第56号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第9「議案第56号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第56号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、町民の皆様が日常生活に不安と不便を感じ、また町内の地域経済活動にももろもろ影響が出てきておるところでございます。

そういった町民生活や地域経済の対策の支援に少しでもお応えをしたいと、そういう思いから執行部三役の町長、副町長及び教育長の給与月額を、7月から9月までの3か月間減じようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第56号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第56号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第56号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第10「議案第57号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第10「議案第57号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第57号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

これは、商工振興費に要する経費及び学校管理費、開発振興費、物産観光費、保健衛生総務費並びにその他所要の経費を補正しようとするものです。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,648万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億3,151万3,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第57号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光PR課長（市来 浩二君）

それでは、本日、議員の皆さんには、1枚紙で資料を配付してあります。

さつま町応援商品券配布事業であります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○川口 憲男議員

今の応援券の配布事業のところではありますが、議長にお伺いいたしますが、これ応援券についての質問ですか、一般質問全部ですか。補正予算全部ですか。含めて。

○議長（平八重光輝議員）

全部でよろしいです。今の商工観光PR課長のところは、複雑やったもんですから、別個にしていたかもしれませんが、全体の質問でよろしいです。

○川口 憲男議員

それでは、応援券のところと補正のところがあります。当然この質問は3問になりますので、2件について質問いたしたいと思います。

まず、この応援券の配布事業のところ、真ん中辺に、いずれも登録された店舗で使用可能であるとあるんですが、これどこに登録してある関係なのか、そして、先ほどの説明で酒屋のところで、タクシーも可能というような、ちょこっとした説明がありましたけれども、町内の全商店

といたしますか、いろんな事業所で使えるのじゃないかと思っております。

例えば極端に申し上げれば、散髪屋さん、それから美容院さん、それから自動車の整備工場、あるいは簡単な整備したときに、それができないのか。

もう一点は、教育総務課のほうに、今度小学校、中学校でタブレット事業を、国の事業を使つてするということでした。

以前、3月の議会で、小学生が5年生やったですか、中学生にタブレットを配布するという事業を採択いたしました。この関係で、ここに示してある人員は、重複するのか、それとも新規で1,554名なのか、そここのところを1問目にお聞きしたいと思います。

○商工観光PR課長（市来 浩二君）

今回のこの事業に当たっては、商工会員、商工会以外の事業者、それぞれにこの事業に参画されるかどうかの調査を行います。そして登録されるところにつきましては、登録していただいて、この券が利用できることになりますが、職種によっては、様々な職種に該当することになります。

現在の商工会の商品券におきましても、建設業であるとか、タクシーであるとか、理容、美容それから酒屋、自動車整備工場、そういうところも様々な事業所が入ってまいりますので、今回もより多くの事業所に参加をしていただきたいというふうに考えております。

○教育総務課長（中間 博巳君）

タブレットの台数の件であります、当初は国のほうも、3学年を対象に補助をすると、助成を行うという対応でありましたが、今回の新型コロナウイルスの感染症拡大を受けまして、全学年を対象に1人1台配布するという方針がなされましたので、これに基づいて、今回補正をいたしたところであります。

台数につきましては、全学年の3分の2の児童生徒が対象となります。

○川口 憲男議員

商工観光PR課長、確認です。それでは、登録すれば、町内の中小企業、例えば先ほど申し上げられました、建設業を含めたいろんな事業の方、登録すれば全事業可能ということで理解してよろしいというわけですね。

それから、教育総務課長のほうに、この3分の2が可能ということでしたけれども、実際、3月議会で予算を申請しました。その金額と重複するのがあるのじゃないかということ、1,554台、この台数的なのは、その金額と重複しないのか、人数的に、そこ辺りの考え方の示し方をお聞きしたかったんですけど、当然3月の議会でも予算組んでいるわけですから、それとの整合性はどうか、そこをお聞きします。

○教育総務課長（中間 博巳君）

このGIGAスクール構想の事業につきましては、環境ネットワークの整備、それと児童生徒1人1台端末の整備ということがありまして、3月でお願いいたしましたのは、環境ネットワーク整備の分をお願いいたしましたところであります。

今回の端末につきましては、1人1台端末ということで、今回そちらのほうの補正であります。

○商工観光PR課長（市来 浩二君）

今、議員のほうからもありましたように、職種は問うておりませんので、様々な事業の方に参加していただきたいというふうに考えております。

○川口 憲男議員

それでは、教育総務課長のほうに、私、ちょっと納得いかなかったんですけど、当然タブレットの、今度の事業的な、国が支援して全町的にやると、非常にいいことだと思うんですけども、3月、4月、5月の中間を考えてすれば、さつま町でも既に遅しじゃないかと思っております。

3月の本会議のときに言いましたけれど、なぜ、いち早くして、こういうのを学校で取り入れないかということ申し上げたんですけれど、今後の取組に期待したいと思うんですけれども、それで、学校用カメラ、マイク整備、担当、小学生、中学生にそれを1,554台整備して、それに取り組まれるわけですが、ちゅうちょされとっては駄目だと思うし、これを設置期限、使用開始はどれくらいの予定をされておるのか、そこをお聞きします。

○教育総務課長（中間 博巳君）

一応、今回の購入につきましては、県の義務教育課のほうで共同調達ということで考えております。それに各自治体が手を挙げて、それぞれ随意契約という形で契約を行うわけですが、一応7月末までに、県のほうは共同調達の入札を行いまして、その後、自治体がそれぞれ随意契約という形になろうかと思えます。

今、この共同調達のほうに手を挙げている自治体が、34自治体ありまして、整備につきましては、10月いっぱいにはこちらの契約を行いまして、完全に整備をされるのは、恐らく年度末までにかかるのではないかなというふうに思っております。

機器の調達といえば、これは全国的な規模ですので、時間等もかなり要するのかなというふうに思っています。本格稼働については、新年度からかなというふうに考えているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○岸良 光廣議員

ちょっと確認させてほしいんですが、商品券配布について、郵便局から各家庭に郵送されるんですけど、そのあと、これをまた交換するということなんですけど、高齢者の独居老人の方々が、郵便局まで行く便が本当にあるのかなという疑問が一つあります。

というのは、せっかくこういう2億円からの予算を組むんですけれども、今、進行中の商工業の1億円組んだやつ、あれもいま実際30%ちょっとくらいしか利用されてない、利用できなかった理由というのは、私も聞いております。いろいろ、20%の枠に足らなかったとか、いろいろな理由があるんですけど、せっかく1億円組んでも、実際は3割、あるいは35%くらいの利用者しかない。

また、今回この2億円組むんですけど、確認が2点だけあるんですけど、対象者を2万900人組んであるんです。これ住基台帳から組んだんですか。となると、実際は、今約550名さつま町の住基台帳に載っているけど、実際存在していない人が550名からいる。2万900人、どこでこの人数を対象にされたのか不思議なんです。実際の住基台帳とそれから国勢調査をしてからのやつと比べますと、550人から差が出てきて、今、2万900人、さつま町に人口いないと思うんですけど、これどこを基本にされたか聞きたいのがひとつ。

それと、先ほど言いました、高齢者の独居老人宅に郵送して、全く気がつかない方、あるいは届いたのは判るんだけど、便がなくて行けない、そういう方を本当に考えていらっしゃるのかな、そういう方に対する広報の仕方をどのようにされるのか。

先日の全員協議会で、担当課長の説明では、お盆前を目標としていると、印刷が1か月くらいかかると、その後、お盆前くらいには、各家庭に郵便局から配送したいという説明があったんですけど、高齢者の対応をどういうふうに考えておられるか、でないと、これだけ2億円からの予算組んで、商工業と一緒に、これ5割も利用者がなかったとなったとき、あるいは本当にこういう対策をするのであれば、100%できるようにせんといかんと思うんですけど、その辺をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○商工観光PR課長（市来 浩二君）

人口でありますけど、5月末現在の住民基本台帳に登録されている方が2万777人おられましたので、2万900人というところで組んだところであります。

それと、高齢者の方で、なかなか引換所まで行けないという方も当然いらっしゃると思います。引換えの中に、委任の欄をつくりまして、子供さんであるとか、親戚であるとか、そういうところの方にお願ひできるような委任欄を設けて、代理の方に受け取っていただけるようにということでしたと考えております。

○岸良 光廣議員

課長、すごいこと言いましたね。住基台帳が2万700人、2万900人組みました。ということは、住基台帳から昨年度、今年度で、約550人、住基台帳にあるんだけど、実際さつま町に存在しない数がそんだけあるんです。

2万700人から550人引いて、それを2万900人、その差額見てください。何でこんな予算の組み方するんですか、私、計画に反対するわけじゃないです。あまりにも不自然でしょう。最初からいない550人がいると判っている。どこに送付するんですか。教えてください。どこに送付するんですか、これ。

もういいです。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

○岸良 光廣議員

答えられないですよ、答えるあれはないはずですよ。だから、今後、町長に申し上げますけど、今後こういう計画をつくる時には、そういう最初から判っているものは、どの程度省くのかというのを、きちんとせんことには、今の課長の説明で町民聞いている方が思うのは、こんなにいいかげんなの、そう思われても仕方ないです。

だから、今後については、住基台帳でやるのはいいんだけど、住基台帳からもう550人から行方不明者がいる、判っているんだから、そこまで調査すべきです。予算だから、役場のお金じゃなくて、町民の財産です。そこを執行するのには、もうちょっときちっとして、計画を組んでいただきたいということを要請して終わります。

○議長（平八重光輝議員）

答弁はよろしいですか。ほかにございませんか。

○上久保澄雄議員

今日お配りいただいた資料からなんですが、さつま町の応援商品券の関係です。

昨日、一昨日ですか、先般説明をいただいた中では、1万円分中の3,000円だけは飲食店で使ってくださいと、そういう説明でありましたが、本日いただいた資料を見ますと、せっかくの良い制度でありますので、町民が使いやすい方法を考えるべきであるというふうに思います。

これから見ると、非常に町民が戸惑うような内容が記載されている、というふうに私は感じるんですが、中ほどにある丸印が使用できる店舗ですという表があるんです。ありますね。スナック、最大使用1万円、これはスナックでは1万円全部使ってもいいですよと、それは判ります。

電気、酒店では、7,000円を限度ですよと、それから大規模小売店では3,000円が限度です、というふうにうたわれております。

また、その下に、注意書されているのが、いずれも登録された店舗で使用可能、いずれも指定をされた店舗で使用可能ということ、これ行ってみないと判らんということで、買いに行ったところが、「いや私の店はこれ駄目よ」と言われれば何度も手間がいるというような状況が出てき

ますので、非常に町民にしては判りづらいんじゃないかというか、使いにくいんじゃないかなろうかという気がします。

先般説明された、例えば1万円のうち、3,000円だけは必ず飲食店で使用してくださいと、全部使ってもいいですけども、3,000円は必ず使ってくださいと言ったほうが、むしろ町民には判りやすいというふうに思います。見解をお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

使い方の関係でございますが、この前の全協の中でも、大型店に流れるんじゃないかというようなお話もございましたので、この辺については、大規模店の約1,000平米の床面積のある、店舗面積あるところについては、先ほど説明したとおり、3店舗ありますので、そういったところについては、3,000円の範囲内しか使えませんよということにしているところであります。

そして、また今後登録されるかどうか問題ですけども、あったとして、ここでも使えますということ、とにかく飲食店の方が非常に影響があったということでもありますから、1万円の中でも、最低3,000円は使ってくださいと、場合によっては、家族みんなで行って、家族の多い方は3,000円じゃ足らんやったと、あとみんなで1万円使おうかという場合もあるかと思います。そういう場合はいいですよと、飲食店で1万円使ってもいいですよという考え方です。あるいは、6,000円で使っていいとか、あるいは人によっては、3,000円で、いろんな使い方、選択の仕方がある。

そのほかの大規模店を除いた、飲食店除いたそのほかのところは、最大7,000円ということです。そういうお店で、ほかの飲食店でも使えます、飲食店もあれですけど、こういういろんな飲食店以外のところで、いろんな店がたくさん登録してはございます。

恐らくそれは、郵便局とか、あるいは事前に、こういう店が登録をさせていただいているということを、業種ごとに、ずっと消費者の皆さん方に、いわゆる町民の方に公表したいと思います。登録していただいた店は、どこで使えますよというのは、そこが判っていただいて、ここの店はこの商品券は使えるなということで、買い物をしていただくと、あるいは飲食をしていただく、そういう形にしていきたいと思っております。

例えば、引換券の場所である各郵便局のところでの表示はしますし、あるいは事前に各世帯には広報でも、こういうところで使えますよということは、登録していただいた店の名前を、お知らせをやったりする必要があるかと思っているところであります。

○上久保澄雄議員

今の町長の答弁で理解をいたしますが、お店に行ってみただけですけども、いやうちは使えませんよと、こういった事態が発生しないように、先ほど言いました、使えるお店の分については、公表すると、お知らせするとかいうことでございますので、これは大事なことですぜひお願いをしたいというふうに思います。

せっかくの良い制度でありますので、有効にこれが活用されるように、取組のほうよろしくお願いはいけませんけど、努力をされるように要望しておきます、要請しておきます。

○田野 光彦議員

ちょっと確認なんですけれども、スナックから大規模小売店まで書いてありますけれども、商品券というのは、3,000円券とか、7,000円券とか、そういうふうに分かれているんですか、それとも一つの1万円券になるんですか。

○商工観光PR課長（市来 浩二君）

これはいずれも500円券になります。飲食店で使える分については3,000円分、500円分を入れます。それぞれ4,000円、3,000円ということで、この商品券は区別が

つくように色を分けて、3種類の色で印刷をいたします。

○**田野 光彦議員**

判りました。その場合、色分けされているということですね。その場合に、例えば独居老人なんかで、中心街じゃなくて、離れているところの人は、商品券を配布されてきた場合に、使用する場合なかなか、先ほど町長答えられましたけれども、どこの店舗が使えるということが、そこまで行けない人は、この商品券というのは、場合によっては無駄になる可能性ないですか。

○**議長（平八重光輝議員）**

静粛に願います。

○**町長（日高 政勝君）**

この趣旨は、御説明申し上げましたとおり、やはり、現金でありますと、なかなかどこで使われるか、あるいは貯金をしたままになってしまう。おろして使わないということになる場合もありますし、あるいは町外でも使えるということになって、町内の地域経済の資金循環にならないと、困ったところの人が何とか助けてあげたい、支援をしたいという気持ちで今回の場合やっているわけですので、できるだけ地域内でいろんな需要の、家庭によってこんなものに使いたいか、いろいろありますので、それを幅広くお店の登録をしていただいて、このお店を使っていたきたい。どっちもいい、どっちもフィフティー・フィフティーの関係になってほしいという感じを持っているわけであります。

おっしゃるとおり、場合によっては、使わなくてもいいという方も、中にはあるかも判らんですけれども、ただ、町としては、町民等しく、こういう新型コロナウイルスで大変な影響を受けましたので、それを何らかの深く影響を受けたところの支援のために使っていたきたい、そういうことで、町民1人、プレミアムじゃなくて、そういう形で出したほうが、より効果的だろうというふうに考えてやっているところでございます。

遠くて店がないなど、今先ほども説明しましたとおり、交通的にも、交通手段、免許証のない方については、デマンドバスも発行して200円券、それも7月から9月までは無料にしますよという、ことまでやっているんです。できるだけ出かけて買い物をしていただきたい、使っていたきたい。タクシーでもいいわけ、タクシーさんも登録すれば、タクシーに乗ったときのそれに使ってもらっても結構なわけですから、そういう形の消費をしていただければ、あらゆるところに1万円券というのが、2億円が町内で回っていくということになるわけですので、そういう考え方になっているわけであります。

そして、先ほど、岸良議員のほうからもありましたとおり、10万円、5,000円と同じように、高齢者の皆さん方、独り世帯の方、手続の関係とか、難儀をする家庭も当然出てくるかと思っております。それは、先般の定額給付金、あるいはこの元気応援給付金と同様に、どういう形で、皆さんにしっかりとお届けするかということは、これからまたしっかりと対応をしてまいりたいと思っているところであります。

○**議長（平八重光輝議員）**

よろしいですか。ほかにありませんか。

○**米丸 文武議員**

ただいま、それぞれいろんな御説明を聞いておりましたけれども、今回、この予算を可決しますと、今から印刷して準備、加盟店を募集したりしますと、いつ頃からこれが、配布ができる予定に計画出しているのか、それと、商品券自体が有効期限を1年とするのか、どうするのか、半年とするのか、今の経済のこの状況から見て、先が見通せないこともあると思いますが、そのような事業の進め方の計画というのは、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今回、非常に、普通の商品券を発行するのと違いまして、色分けをしなければならない、さっきおっしゃったとおり、大規模店に集中をしないかというような御意見がありましたので、また新たに1件増やして色刷りをまた変えて発行せなならんと、そういう面倒さがありますので、今月いっぱい印刷ができるかどうか一つの問題です。

そして、それを細かく仕分けをして、家庭ごとにそれぞれ封書入れをせないかんと、10万円か5,000円、あれよりいろいろな面倒なところが出てくるかと思います。

したがいまして、できることなら、ほかの仕事を抱えながら、こういう仕事をせないかんわけですから、それこそ全庁を挙げて、また取り組む必要があると思っておりますが、願うことなら、8月のお盆前がいろいろまたお金が必要でしょうから、それに間に合えば、ありがたいなと思います。

できるだけ一生懸命やりたいと思いますけど、もし間に合わない場合、やむを得るところもありますけれども、まだできましたら、この使い方というのは、やはり新型コロナウイルスも本当は収束しておりません。したがいまして、長期間にわたって、使っていただかないかんだらうということで、一つはまた早く使って、その地域の経済の振興を図るという面もありますけども、これから年末、年始、忘年会も大体収束が見えて、忘年会とかそういう飲ん方もせなならんだらうと、あるいは新年会もせないかんだらうということです。1月までは、年末年始も使えるような形で、1月までは、これは使えるような期限を設けていきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

私のほうからは、宿泊業等の支援、奥薩摩GOGOキャンペーンの関係でお伺いしますが、町内の観光需要を喚起するためのキャンペーンに対する宿泊料助成、具体的に、実はゆうべやったんですが、鹿児島から電話があって、さつま町の佐志の田原のスイレンの花がテレビで放映されたと、また新聞にも載ったということで、関心があられて、質問があったんですが、そのときGOGOキャンペーンのこと話はせんかったもんですから、町外からさつま町に泊まりがけで来たいという気持ちを持っていらっしゃる人なんです。そういう方々に、このキャンペーンに対する助成の申請の仕方、流れはどんなふうにすればいいのか、お知らせいただきたい思います。

○商工観光PR課長（市来 浩二君）

これにつきましては、先日も説明しましたが、先着で7,000名を見込んでいます。これにつきましては、旅館のほうに行かれまして、旅館のところで、この事業を使われますかということで、記入をしていただく用紙を、準備をいたしますので、それに基づいて、3,000円の割引をするということになります。

○新改 幸一議員

そういう旅館で申請をされるということですよ、そのときに宿泊者に対する免許証提示とか、そういう流れを組まれるものなんでしょうか。ただ、宿泊されれば、旅館からそういうキャンペーンで利用されますかということの、旅館業者のほうから説明して、それは使えますよと言われれば、それですんなり行くのか。そこ辺りの考え方、どんなものんでしょうか。

○商工観光PR課長（市来 浩二君）

それぞれの旅館、ホテル、簡易宿泊所、そこで、受付のときに、こういう町からのキャンペーンがありますということで説明をしていただいて、中には、それを夜の酒代にされるとか、そし

てお土産などを買って帰られるとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、そこら辺りは、説明をするように、事前に旅館、ホテルの方に集まっていただいて、説明会も開催して周知をする予定にしております。

○岩元 涼一議員

4款1項1目の保健衛生費ですが、新型コロナウイルスに対する指定感染症軽症者等宿泊療養施設の改修並びに医療機器の購入にかかる費用補助ということでございまして、医療機器を購入するに当たって、この施設を改修しなければならないのか、説明では雨漏りの改修というようなこともあったんですが、その辺のちょっとお知らせください。

○町長（日高 政勝君）

この関係については、今回の新型コロナウイルスの関係で、受入施設、重症者が対象としては考えておりませんけれど、軽症者あるいは無症状の皆さん方、そういう方についても、検討されても、主体的には県がいろいろ対応はいたしますけれども、重症の場合は、それぞれ指定をしておりますが、そして、また、中症者についても、軽症者については、ホテルとかそういうところも、県のほうでそれぞれ指定をしてあるようでありますけども、その中で無症状者、軽症者という受入れについても、せっかくこうして施設が、過去において、隔離病舎という形で残っておりますので、それを有効活用ということで、例えば町内で発生した場合、お隣の薩摩川内市まで行かないかとか、そういうことになると、また、いろいろと御苦労もいただくことになりますので、できたら身近なところで受入れができれば、本人さんにとっても、御家族の皆さんにとってもいいのかなと思っているところで、こういった整備をやろう、医師会のほうと、あるいは県の川薩保健所のほうとも連携をしながらやっているわけであります。

なかなか施設が老朽化をしております。そして、こういった新たな感染に対応できるような施設整備というのが、当然出てきます。そして、患者と医師、看護師との管理上のそういう動線がびしゃっと分かれた形でせないかん等もありますし、ここが老朽化して雨漏りがする、あるいはよく調べたら壁にひび割れもあったとか、あるいは風呂場もあったんですけど、これも使えるような状況ではないということで、その辺の改修をしなければならないということもあります。

そして、保健所と医師会のほうで話をされた段階で、陰圧の関係とか、生体情報のモニターとか、それから人工呼吸器の、そういうところまで、ある程度、軽症者でありますけれども、急変、容体が急変をしてという場合に、人工呼吸器が必要かなということも想定をした中で、こういう準備も重症のところに運ぶまでの間、急死した例というのが県外にもありましたので、そういうことにならないような準備もやっぱりある程度のことはしておくべきではないかということで、今回さらに医療機器について、追加のお願いもございましたので、廃棄ユニットとか、あるいは生体情報モニター、ポータブルモニターとか、人工呼吸器、こういったものを整備の助成をしていきたいと思っているところであります。

○岩元 涼一議員

生命にかかわることですので、町長がさっきおっしゃいましたように、例え軽症者であっても、重篤化して死に至るというような急変する症例もありましたので、十分理解しますし、改修するための費用というのも当然必要だろうと思うのですが、ただ、建屋の雨漏りとか、そういうものはその建物の持ち主自体は、日頃の点検をして改修するべき問題であって、今度の新型コロナウイルスに関する、ついでにこの改修もしていただきたいな感じに聞こえるんです。そこについて、町長の考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

この施設につきまして、非常に、過去も説明したいきさつがありますけど、東部衛生処理組合

のときに、五か町で組織をしておりました。そのときに隔離病棟という形で整備をした施設であります。それが、郡の医師会のほうに譲渡をして、それから新型インフルエンザの頃には、いろんな設備とともに、隔離病棟に、もし発生したら、したらいいんじゃないかということで、準備がありました。

それから、特段の感染症も発生していないし、なかなかそこを整備するというところまでは至ってなかったということがありますので、今回の新型コロナウイルスの発生に伴って、もしものことを想定しながら、準備体制はしっかり整えておいたほうがいいんじゃないかというようなことで、このような形になった次第であります。

もちろん、施設を譲渡しておりますので、薩摩郡医師会のほうでやるべきである、当然だと思います。事業主体は当然医師会のほうでやっていただきます。やっていただきますけれども、医師会とされても、今、現状がああいう状況で厳しいところがありますから、町の中核的な施設病院としての機能を高めていただくためには、自治体としての責任というものがありますので、そういった形で支援をしていきたいというようなことで、このような形になった次第であります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第57号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第57号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は、おおむね午前11時とします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時58分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 1 1 「陳情第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第 1 1 「陳情第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」を議題とします。

本件について、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（上久保澄雄議員）

それでは、当委員会に付託され継続審査となっていました「陳情第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」について、審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町時吉 1 2 1 番地 4、宮之城たばこ販売協同組合理事長日高浩一氏ほか 7 名から提出され、令和 2 年 2 月 2 6 日に受理されたものであります。

陳情の趣旨としては、葉たばこの耕作者は、品質向上や収穫安定化のため不断的の努力を続け、たばこ販売店は、地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献していると自負しているが、近年の度重なる増税や規制等により組合員の経営を直撃し、死活問題となっている。

また、飲食業や宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の全面施行に伴い、店舗の改装や標識の提出等の対応を求められており、短期間に相応の負担を強いられる状況となっている。

分煙環境の整備は、望まない受動喫煙の防止はもとより、継続的で安定した税収の確保、ポイ捨てや歩きたばこの減少による環境美化の推進も期待される。また、喫煙室の設置等が進まない飲食店等の事業者を支援することで、健康増進法遵守の徹底が図られるものと考え。

さらに、令和 2 年度税制改正大綱において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされており、たばこ税を「分煙社会の実現」「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて、優先的に使用する妥当性・必要性が高まっていると考え、このような観点から、1、地方たばこ税の一部を活用した、公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めること、2 番目に、地方たばこ税の一部を活用し、飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当すること、3 点目に、地方たばこ税の一部を活用し、喫煙マナー向上に関する普及啓発など、「分煙環境整備の推進」を目的とした事業に充当すること、4 点目に、国に対し、さつま町議会として、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を要望していただくこと、の 4 項目について、陳情がなされたものであります。

このようなことから、当委員会で審査を行ったところ、国においては、本年 5 月 1 3 日から適用されている受動喫煙防止対策助成金は、中小企業事業者が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙専用室等の設置などに係る経費に対して助成を行うもので、本陳情の内容を一部満たしているものであり、また、本町が独自に実施している小売業等店舗整備支援事業についても、喫煙室等の整備に係る経費に対し助成できるものであります。

審査の結果、これらの各種助成事業が実施されている中で、本陳情は、受動喫煙防止による健康被害の減少はもとより、葉たばこ耕作者等の安定的な収入確保、飲食店等の店舗改装による負担軽減、継続的な町の一般財源の確保等に寄与するものであると判断し、採決の結果、陳情の趣旨を「了」として、全会一致で「採択すべきもの」と決定した次第であります。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

**△日程第12「陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費
国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年
度政府予算に係る意見書採択の陳情について」**

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第12「陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

本件について、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○文教経済常任委員長（宮之脇尚美議員）

それでは、当委員会に付託されました「陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」審査の過程と結果を御報告いたします。

本陳情は、鹿児島県教職員組合さつま地区協議会、さつま町中津川5366番地1、武さとみ氏から提出され、令和2年5月27日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は、新型コロナウイルス感染症対策として、3月には全国で一斉臨時休業が行われ、4月以降も再開や休業の延長、再休業になった学校などがあり、学校現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けている。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困やいじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況である。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。

さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障を行い、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠であり、このような観点から、まず、1点目に、計画的な教職員定数改善を推進すること、2点目に、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することの、以上2項目について、国の関係機関への意見書提出を要請する内容であります。

審査の中で、要請事項については、その趣旨を理解できることから、採決の結果、陳情の趣旨及び要請事項について「了」とし、全会一致で「採択すべきもの」と決定した次第であります。以上で報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第13「発委第2号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次に、日程第13「発委第2号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○議会運営委員長（岸良 光廣議員）

ただいま議題となりました、「発委第2号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」趣旨の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地域経済及び町民生活への影響に鑑み、令和2年7月から同年9月までの3か月間、議会議長、議会副議長、議会常任委員長、議会運営委員及び議会議員に支給する議員報酬月額を10%減じようとするため提案するものであります。

本条例の一部改正により、総額は117万5,000円の減額を見込んでおります。

以上、趣旨説明を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「発委第2号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第2号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第14「発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第14「発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○文教経済常任委員長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となりました、「発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました、「陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」に関する陳情と同様に、2項目について要請するものであります。

配付してあります意見書のとおり、国会及び内閣総理大臣等に対し、意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で趣旨説明を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、発委第3号は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続については、議長に委任することを決定しました。

△日程第15「報告第4号 令和元年度さつま町土地開発
公社収入支出決算について」、日程第16「報告第5号
令和2年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業
会計補正予算（第1号）について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第15「報告第4号 令和元年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第16「報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。

何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで報告2件を終わります。

△日程第17「閉会中の継続調査の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第17「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和2年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 上 圀 一 行

さつま町議会議員 上久保 澄 雄